

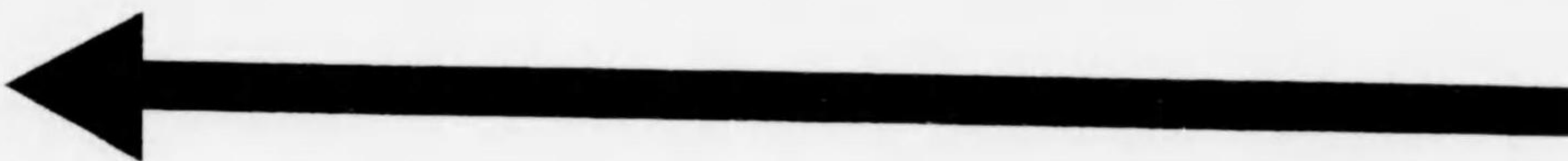
郷土人物志

特234

502



始



特239  
502



文學博士小西重直題字  
西伯教育會編

# 土人物志



文學博士小西重直先生題字

精華

小西重直



聯士人聯志





始從四位州服重綾肖像

六月  
 二年五月  
 天皇御在  
 際京都加賀  
 社行幸の時  
 馬に侍奉し  
 つりたる當時  
 服装を撰寫し  
 たるものなり  
 重綾

公綾重協門

北甲自吉二請請先生廣和  
 欲坤仙山松下歷然春現碧春十年心跡多  
 非世百里風光好春神樾李滿門飛袋草連高塚  
 遂為誰會憐才獨有村夫子此段平生只傲人  
 平生影事邊前塵胡弄遊蹤六十春天地空有餘  
 感慨文章載連見精神燭燭靈樞惟老詩言界孫  
 甚感會史作展身借理計謝他孫鶴待山人

北五 加村 村上 松 翁 様



村上 松 翁

その 眞 筆



陸軍新編美園中 征伐 勇 壯 心 以 躬  
 征 伐 勇 壯 心 以 躬 征 伐 勇 壯 心 以 躬  
 征 伐 勇 壯 心 以 躬 征 伐 勇 壯 心 以 躬  
 征 伐 勇 壯 心 以 躬 征 伐 勇 壯 心 以 躬



須山萬の書



村田吉重翁



山内篤翁



羽山八百藏先生

## 序 言

我が西伯教育會は曠古の御盛典を記念せんがため、郷土の模範人物を輯録し、西伯人物志として上梓することにした。

世は擧げて思想國難或は經濟國難を叫ばねばならぬ時に當り、國家社會に貢獻し或は國民精神の樹立に、將又國利民福の涵養に其の一身を挺したる郷土の志人を偲び、一は以て永遠に其功績を記録し、一は以て地方の先覺を範として各自の自覺を喚起するを得ば、鮮くとも時弊を匡救する一助となり以て所期の目的を達成するものと信ずる。

幸に學校教育、社會教育の一資料とせらるゝを得ば本懐の至りである。

昭和四年秋

西伯教育會長 鈴木千代松



目次

村河與一右衛門直方	一
山内篤處	三〇
大谷家竹島渡海記錄	三六
羽山八百藏	五三
後藤權六	六〇
後藤文哉	六二
高場保藏	六四
遠藤正彦	六六
安田七藏	六八
門脇重綾	七二
渡邊竹處	八一
松本兵吉	八五

濱田治郎吉……………八九  
 門脇重雄……………九三  
 村上龍……………九九  
 景山龍造……………一〇九  
 村田吉重……………一二二  
 久野龜吉……………一三一  
 細田富延……………一三四  
 須山萬……………一三九  
 初代柄川彦右衛門……………一四三  
 柄川五兵衛……………一四八  
 柄川彦右衛門……………一五三  
 吹野伊平……………一五八  
 村田晋……………一六一

谷尾甚三……………一六六  
 松南徹翁……………一七三  
 信濃坊源盛……………一九六  
 豪圓僧正……………二〇〇  
 橋井茶川翁……………二〇六  
 橋井半雲翁……………二一〇  
 跋……………

人物類別索引

勤王家

村河與一右衛門直方……………一  
 山内篤處……………三〇  
 門脇重綾……………七二  
 景山龍造……………一〇九  
 須山萬……………一三九  
 村田晋……………一六一  
 松南徹翁……………一七三  
 信濃坊源盛……………一九六  
 學者教育家  
 羽山八百藏……………五三  
 後藤文哉……………六二

渡邊竹處……………八一

村上龍……………九九

細田富延……………一三四

橋井半雲翁……………二一〇

老農篤農家

安田七藏……………六八

松本兵吉……………八五

濱田治郎吉……………八九

村田吉重……………一二二

實業家

門脇重雄……………九三

藝術家篤志家

遠藤 正彦……………六六

傑士

大谷 玄番……………三六

初代柄川 右衛門……………一四三

豪圓 僧正……………二〇〇

教育 産業功勞者

後藤 權六……………六〇

高場 保藏……………六四

久野 龜吉……………一三一

柄川 五兵衛……………一四八

二代柄川 彦右衛門……………一五三

吹野 伊平……………一五八

谷尾 甚三……………一六六

橋井 茶田翁……………二〇六

# 郷土人物誌

西伯教育會編

## 勤王志士村河與一右衛門直方

勤王志士村河與一右衛門の傳記は、前明道校長前田重次郎氏が、是も其當時の勤王志士たりし柘植豊の手記花の巻並に西村卯氏の草稿等によつて、詳細なる記述をなされてゐる。多少難解の點なきにしもあらずと雖も、憂國志士の面目全幅に躍如たるものがあるので、冗句冗章に訂正するよりも、其儘の姿に如かずとて、原文を掲載するものである。

中古の歴史を按ずれば、頼朝府を鎌倉に開きしより、詩歌管絃、榮華の夢を破りて武家の時代に入り、劍戟閃々たる戰國時代となり、轉じて再び徳川の大平となる。花の如き元祿時代に軟化せられんとしたる國民は、浦賀灣頭一發の砲聲に長き夢より覺め、短き開國五十年に兵を外國に構ふること三度常に大捷を以て能く國光を辱めず、時と共に皇運極りなく皇威八紘に輝きたるものは、長き歴史を通じて變ずることなき我が忠勇武烈の大精神の活躍に外ならず。

明治維新は實に未曾有の大變革なり、此の變革を云ふもの必ず薩長土肥を稱す、然れども維新の大業は四藩のみの能くする所にあらずして、各藩に漲れる勤王の意氣の燃ゆるが如きものありて然るのみ。彼の無名勤王家の身を犠牲に供して効績の顯はれざるものあるは志士の爲め一掬の涙なき能はず。

特に舊因幡藩の如き、維新の當時にありては一度は薩長土肥と呼ばれながら、邊陲に眠れる悲しさは具眼の士ありと雖も充分なる活動をなす能はず、遂に社會より葬られ、折角の効績も夢の如く消えて跡なし、河村與一右衛門直方の如き是なり。碑は徒らに了春阜頭に苔蒸し

て、往年の心事を語るものなし、惘然として其の人の爲めに悲ますんばあらず。

予常に其事績の煙滅に歸せんとするを悲む久し、偶々囑を受けて事績を記すること、なり曩きに西村卯氏の記述せるものと、勤王家諸家に残れる舊記とを参照して、此の編を草す。聊か益する所あれば幸甚。

村河家ノ系譜

村河氏ハ俵藤太秀卿ノ後裔ナリ。因テ藤原姓ヲ用ウ。紋ハ抱茗苣ヲ用キ、蛇ノ目ヲ以テ替紋トス。

初代與一右衛門

始メ尾張ニ住ス、故アツテ浪人トナル、天正年中荒尾家ニ仕へ、百石ヲ給セラレ。

二代與一右衛門重隆

初代與一右衛門子ナシ、荒尾又右衛門ノ七男彌次兵衛養子トナリ、村河家ヲ繼ク、武功アリ其ノ重ナルモノヲ舊記中ヨリ拔萃ス。

一、備前上東郡ニ於テ、百姓等ノ一揆ヲ平ケ、功ヲ以テ十文字槍ヲ賜フ。現今猶村河家

ニ傳ハル。

一、慶長十九年十月朔日、大阪ノ役、主荒尾内匠之助ヲ助ケ、大和川先陣ノ功アリ、徳川家康其ノ戦功ヲ賞ス。

一、寛永九年五月十一日、池田宮内少輔跡式ニ就キ、幕府嗣子庄五郎幼少ニシテ西國ノ押ヘ難キヲ慮リ、因伯ヨリ國替ノ議アリ、其家督ノ日ニ至リ主從戒心アリ、命ヲ拜スルニ及ンテ因幡一國ヲ賜ハル。荒尾修理聞カサル爲ニテ二州ノ命ヲ拜ス、與一右衛門之レニ和シテ殊功アリ、録四百石ヲ賜ヒ、米子城ノ鍵預リ及編垂ヲ永久ニ賜ハル。

三代與一右衛門重惟

妻ハ岡部十左衛門ノ女、荒尾修理ノ養女トシテ與一右衛門ニ嫁ス、母ハ荒尾美作守ノ七女、其長女ハ池田勝入公ニ嫁セシニヨリ筋目ノ都合ニヨリ修理ノ養女トセシモノナリ。是ヨリ一層主從ノ關係ヲ深クセリ。

一、寛文十三年九月、主家ノ用務ヲ帶ヒテ豊前小倉ニ使シ、又延寶三年九月主家ノ縁談ニテ京都ニ使シ、使命ヲ全ウシテ歸ル。同年十一月主人修理ニ從ヒ、江戸ニ使シ、將

軍ニ拜謁ヲ許サル。此ノ時國主池田公ヨリ小袖道服ヲ拜領シ、使命ヲ帶ヒテ歸ル。

四代與一右衛門勝長

弟龜右衛門、新知百五十石ヲ賜ヒ江戸ニ住ス。

兄弟トモ勤メ向宜シカラズ、弟ハ江戸ヲ退去シ、兄ハ隱居ヲ命ゼラル。父祖ノ功ニヨリ隱居料トシテ百石ヲ賜ハル。

五代與一右衛門直好

一、幼ニシテ父ノ讓リヲ受ク、十六歳ニ及ンテ家ノ職ヲ繼ク。父ノ死亡セシトキ隱居料ヲ増知スルノ内命アリ、直好之ヲ辞シ、以後隱居ノ節此ノ恩賜ニ預ランコトヲ乞フ、之ヲ許サル。

一、寛保元年六月三日城主初入ノ節、席次ニツキ紛議ヲ起シ父子再三職ヲ辞ス、是ヨリ主從ノ間面白カラス。

弟十左衛門

御側役ヲ勤メ、新知百五十石ヲ給セラレ、五十石ヲ増知シ都合二百石ニ至リテ亡ブ、其

後伊丹家相續ノ内命アリ二百石ヲ給セラル。

六代與一右衛門和幸

病身ニツキ明和七年二月職ヲ退ク、同年十二月老役村瀬庄左衛門ヨリ、四重櫓ノ鍵ヲ返上スヘキ旨達セラル、和幸古例ヲ守リテ聞カズ、鳥府ヨリ更ニ達セラル、止ムナク老臣村瀬ニ引キ渡シ、歎願書ヲ差シ出セリ。享和元年十二月十日卒、歳七十三、清洞寺ニ葬ル、今記念碑後ノ與一右衛門ノ墓乃チ是ナリ。世人之ヲ以テ、勤王與一右衛門ノ墓トナスハ誤ナリ。

七代與一右衛門義久

文化十年秋、鳥府仲小姓廿四名、閉門ヲ命セラレ、主家ノ心痛一方ナラス、此ノ時召サレテ其裁許ヲナス。功ヲ以テ増知百石ヲ賜ヒ都合五百石トナル。此ノ件ニツキ米子家老村瀬新右衛門、鳥取家老東重兵衛、寺島金右衛門等閉門又ハ退去ニ處セラル。

文化三年八月三日城主初入ノ節、又々座席ノ件ニツキ、古例ニ反スルコトヲ抗議ニ及ベリ

八代與一右衛門豊武

壯年ノ頃ヨリ多病ニシテ職ヲ勤メス。

九代與一右衛門直方 勤王ニヨリ正五位ヲ贈ラル。

嘉永元年正月五日、就職並ニ新田大流レ水車蠟座綿掛座木綿座等相合趣向ヲ命セラレ、其勤功ニヨリ百石ヲ増知セラレ、更ニ新田四町歩ヲ賜ヒ、人數召抱ヲ命セラル。元治元年八月蟄居ヲ申付ラル、其間新田地ハ老臣ノ手ニテ勝手ニ買却セリ。

慶應三年十月幕府ヨリ左ノ簡條ヲ以テ會所召ヲ命セラレ、荒尾家勘定場ニ於テ下調中死亡ス。

一、大仙ニ於テ浪士ヲ集メ、因州並ニ三但州ヲ押領シ、其上京都ヲ放火シ、御室御所ヲ天子ニ致シ、鷲尾殿ヲ關白ニスルノ企アリ云々。慶應三年十月十日八ツ時卒ス、同廿一日博勞町了春寺ニ葬ル。

十代與一直親

元治元年八月、父與一右衛門蟄居ヲ命セラレ、慶應元年正月家督、知行百石ヲ減セラレ五

百石トナル。例合並ニ家臣役故ノ如シ。父ノ勘定場ニテ死スルヤ、横死ト察シ、町目付岡村傳之助ニ直訴ス。慶應三年十月十三日鳥取ニ於テ入牢ノ身トナル。同四年二月四日放免、米子熊澤宅ニ預ケラレ、内牢ニ入ル。西園寺公下向ニツキ同月廿八日全ク放免セラレ。明治二年十月、林大次郎、淺沼傳左衛門、磯村政右衛門ノ件ニヨリ、蟄居ヲ命セラレ。同三年二月廿九日蟄居ヲ許サル。

十一 代 與 一 直 純

兄與一蟄居ニツキ、明治二年十月家督、木米四十石ヲ賜ハル。維新ノ際徒族ニ列セラレ。同三年二月廿八日第十大隊附屬小隊司令官勤中士族ニ列セラレ。

(以上村河家ノ舊記ニヨル)

吉宗中興の政漸く亂ると雖も、天下の權威は猶徳川氏にありて、朝廷の衰微殆んど戰國時代の如く、武人皆將軍あるを知つて天皇の尊きを知らず。此の時に當り、徳川光圀大日本史を著し、朝廷の尊むべきを示す。大義名分に明なるの士漸く起りて、尊王説を唱ふ、間もなく幕府のために罪せられ、一時此論を唱ふる者なきに至りしが、一方國學次第に盛となり、大に

尊王論を助けたり。

露艦屢々北海道に寇するに當り、人心頗る安からず。世間何となく騒しくなれり。是に於て憂國の士は尊王の士と共に起り慷慨の論をなす。此時に當りて、米艦の來朝は端なくも一國を擧げて喧噪の渦中に投じ、益々其堵に安ぜず、諸國の浪士互に相往來して秘策盛に行はる幕府因て攘夷論者の首領徳川齊昭を幽し、多くの志士を捕へて其の壓服に努め、遂に櫻田門外の變を招くに至れり。是より幕府の威大に衰へ尊王攘夷の論益々盛となれり。水戸に亞で攘夷論を唱ふるものを長州藩となす。勅を奉じて馬關海峡に米艦を砲撃するや、朝議俄かに一變して長藩の皇居警衛を解き、其の入京を禁じ、三條實美以下攘夷に傾ける公卿を退けらる長藩、朝廷の處置を悦ばず、兵を率ひて入京し、其冤を訴へ、宮門に迫りて會津薩摩等の兵と戦ひ、敗れて退く。是に於て幕府遂に長州を征伐せり。茲に因伯二州の領主池田慶徳公は水戸中納言齊昭公の五男にして夙に勤王の志厚く

岩金も碎けさらめや武士を、國の爲めにと思ひ切る大刀

と志士の心事を悲しまれしことありき。老臣荒尾但馬守又勤王を主張し、長州違勅を蒙るの



當時主命を帯びて上洛し、朝廷に奏して長州違勅の罪を許されん事を請ふ、是れ村河與一右衛門等帷幕に畫策せし所にして之より村河は長州の志士に交り厚く引て諸藩浪士との往來又頻繁なりき。既にして池田の藩論俄かに一轉して攘夷論を捨て徐ろに天下の大勢を觀測するに至り、隨つて荒尾家も暫く藩論の嚮ふ所に從へり。藩論此の如きにも關らず村河等は益々長藩と親み天下の志士と往來せり。

長州藩高杉鳥取ヨリ申來ル西郷吉之助馬關ヨリ米地ニ來ル旨村河與一方へ書狀參リ待受候所石州ヨリ船ニテ來リ安來宿宇山屋方ニテ村河ト面會致シ候(柘植豐手記花ノ卷)

斯く西郷と安來に會見し、國事につき畫策せしことあり。是れ薩長の融和を計るための會見と推せらる、又去土より村河一味のものに京の様子を報せし書狀

托良便、寸楮啓上仕候殘暑之砌彌御安靜相成御座候旨奉賀候次ニ小子無災奉務罷在候御安意可被下候。去月廿五日京着日々繁勤之中去月十九日京都大變ニ付同日五時京都出立早打ニテ一昨廿一日九時歸着致シ候、干時長州歎願之儀ニ付去ル十八日夜八ツ時人數千五百人斗山崎伏見天龍寺三方ヨリ入京會津ヲ討取大奸ヲ除キテヨリ義舉ヲ唱へ既ニ九門内ニテ接戰ニ及候

右ハ會賊九門内ニ兼テ這入居候テ畏多クモ朝廷ヲ奉要候ニ付不得止事茲ニ及候子細筆紙ニ畫スベカラズ。然ル所十九日朝六時ヨリ暮六時半迄ノ戰双方相引ニテ長州ハ山崎迄引取候所時廿一日長ノ世子長門守様二万五千ノ同勢ニテ山崎へ御着、追テ再學是非奸賊ヲ相除候ツモリ就テハ近日外異直接海へ逼ル大事件有之候ニ付正義ノ列藩京師ニ相會候御請合ノ事ニ御座候且又先月ヨリ長州入京ヲ申立ニ致シ奸賊至尊ニ奉逼鳳輩ヲ彦城へ奉移奸計有之ニ付先達テ本藩詰合ノ一統ヨリ諫疏獻言申上候取豈斗天聽ニ相達シ去ル十九日ノ大變動ニテ既ニ震察候爲勳御所御無異ノ御様子實以難有次第ニ御座候右ニ付テハ何時後詰御人數モ御差出其上品々寄り候へバ御發駕ニモ及可申義今日寄合以上總登城御申渡シ就テハ京都ノ近狀僕ヨリ一統へ説明致候様相中付終日登城罷在候九條之形勢ニ付兼テ御内意申上候通り皇國ノ人臣盡力ノ時此ノ機會ニ御座候ニ付何分大急當地へ御同志御出馬其上不時御供カ又ハ京都詰御願込可相成大急御奮發吳々モ奉存候。

尙又子細當地御出浮ノ上御聞取可被遊候全日昏忙中乱書不取敢得貴意申上候猶後期又々申上候草々頓首

七月廿二日夜

小 造

十郎 兵衛 様

彌五 右衛門 様

小 太 郎 様

尙々小子義ハ明後日出立登京仕候間彌々相成候トモ吳々御勘考奉祈候(以上花ノ巻)

然るに京都九門内の戦に於て敗を取りし長州の藩士安田孫太郎(十九)毛利賢八(廿五)内藤敬之進(二十)の三人鳥取を経て米子に来る。村河與一右衛門柘植豊と謀り之を養護して長州に送れり。

一、長藩三人鳥府ヨリ送り來ルニ付早々手當致シ候

村與ト内談ニテ御國境迄荒惣牧又龜藏ヲ遣シ候所九ツ時出合致シ素ヨリ長正寺へ山通り同道ニ罷歸御座候ニ付拙者六ツ時同寺へ罷越シ面會夫ヨリ船ニテ深浦口マデ出テ京師ノ様子ヲ承リ與印モ(與一右衛門)同様ニ付船ヲいそ摠町中屋萬之助方へ立歸リ宿ヲ乞先留置候事右三人を長州に送るために八十石の北國船を買入れり。境にて之れが周旋の勞を取りしは、西

村傳九郎なり。爾後志士の往復並に刀劍兵糧等の運搬は、皆同人の奔走にて絶へず此船もて長州に送れりと云ふ。武器は何所より購入せしか柘植豊手記の日誌に左の個條あり。

一、引野建藏極内々雲州木筒ヲ出ス事並ニ當人ト内談ニ參リ候事

右によれば、雲州方面より窺かに購入して長州に送りしこと明なり。此時馬關海峡の固め大村益次郎にして、兵器糧食等の輸送は、此人と村河與一右衛門との契約によりしものなりしと。米艦の馬關砲撃の時、村河は景山良造を使として下の關に赴き、其狀況を視察せしむ。

一、長ノ次第

國司並ニ福原讀岐守様へ御願シテ、藝州へ迄歎願右兩人疏暴ニ而右ノ次第ト申立候。是ハ得策カ又ハ少シ弱リシ方カ未ダ相分リ不申ニ付先ツ良造十日斗リノ所滯留致シ候テ、愈々ノ様子調歸リ候ト申參リ候事。

一、馬關臺場二日ニ是ハ長ノ勝利、臺場ハ碎ケ候へ共右ノ事

一、壇ノ浦二ヶ所、是ハ長難儀ノ山沖合迄先ツ引取奥ヨリ(外人ヲ指ス)長へノ(長州)應接ニ有之ニ付通船丈御通シ可被下トノ頼右ニ付通船ノ儀ハ存届ノ事

右ニ付兩方ヨリ發砲止り居り候事(景山良造書翰ノ大要以上三件花ノ卷)

右ノ如ク不斷長州ヘノ使者ハ景山良造ヲ以テシ、常ニ長州ノ動靜ニ注目シ、外京阪ノ狀況ヲ探ルコトニ怠ラス、而シ鳥取ノ河田左久馬(男爵河田景興)ト共謀シ、常ニ村河ノ宅ニ出入ス彼ノ二十士ノ舉直接ニ干預セヌト雖モ間接ニ策畫スル所アリシ

一、八月廿一日夕村印ヘ(村河)参り候所河田左久馬参座申候ニ付、三疊ニテ(天下ノ志士ヲ引ク秘密ノ室)夜八時頃マテ咄シ合、京都大阪ノ様子並ニ形勢委細承り候事

一、景山友之助ハ直早ニテ退刻鳥府ヲ取引ニ付村與、木進(木島進)湯藤屋ヘ参り次第承り菅彌儀(菅彌五右衛門)二階ニ上ラス下ニ而友之助ヘ面會致シ候趣右ニ付左久馬並ニ村與入参役所ヨリ急々ノ手紙参り候所ニ参り内存モ談り色々相談致候事

又同廿三日極朝、片原町長門屋参り極秘密ヲ相明シ合暇乞ヲ成シ、村與迄罷歸り候テ、額田當ノ事、内談致シ直浦屋ヨリ湯藤屋ヘ参り右人物共ニ、面會内談致候得共、是迄私内心打明不申相應ニアシライ置申候、村與モ本夕参り同道ニテ歸申候(以上花ノ卷)

西郷隆盛薩長の融和を謀り、且つ今後の形勢に付謀議をなさんか爲め、米子に來り村河に

泊す。當時翁の詩あり英雄の心中悠然餘裕あるを見るへし。

日 輝 如 晴 雪 梅 花 似 照 星  
可 憐 金 鏡 轉 庭 上 王 房 馨

(註、此詩ハ菅公ノ詠トシテ膾炙シテナルモノデ彼ノ詩トナルノハ誤デアラウガ、暫ク本ノマ、記ス)

一、西吉印長ヨリ來ル河久印(西吉印ハ西郷吉之助、河久印ハ河田左久馬)モ來リ、村與方ニテ面會シ、長ノ高杉印(高杉晋作)ヨリ傳言ヲ聞ク、西吉印ハ京ヘ歸リ、河久ハ二三日村與方ニ居ル云々(花ノ卷)

村河等の一味の志士薩長の有力者並に天下知名の士と交を結び、勤王の大事を企圖しつつあるに拘らず、藩論は依然大勢の觀測に傾き、藩として公然活動するの餘地なかりき。此の時に當り大山の麓一ノ谷に於て、佐々木全齊安田要三郎なるもの長崎に於て外夷と交易をなさんと企てしとの嫌疑に由り、荒尾惣太郎なるものの爲に首を切られ、世に交易の戒飾として雲伯の塚に暴されたることあり。亦米子町出口の町人外江屋忠衛門、又長崎にて交易の疑を

受け、灘町荒神社の裏畑中に於て、木下文平太、井上定次郎、大島與惣兵衛の爲に斬られたる珍事あり。是れ全く平野二郎等の一派と謀議を共にし、鎖港の一策として、貿易に従事する商人に對して戒飾せしに過ぎずして、私怨の爲めにあらざること明なり。之れと前後して京都に於て志士の佐久馬象山を斬るあり、象山も亦一世の英傑其主義とするところは、開國貿易にありて公武の合体にあらず、是を以て常に長州と議相合はす。長の入京を禁する亦預りて力あり。象山の策畫する所は、彦根に遷都し、國論を一致せしめんとするにあり。薩長の志士象山のために之を危し且つ之を怨むもの多かりき。遂に横禍に罹るに至れり。京都の志士より村河柘植二氏に宛東街所々張札せし文意を通知せり。

信州松代藩 佐久馬修理

此者元來西洋學ヲ唱へ交易開港主張樞機ノ御方ニ立入御國是ヲ誤ル、大罪難捨置候處剩近日姦賊會津彦根三二藩ニ與同シ、中宮ト事ヲ謀シ、畏多モ九重御勅座彦根城ニ奉移候儀ヲ企テ昨今頻リニ其機會ヲ窺ヒ、大逆無道不容天地ニ國賊ニ付即今日三條木屋町ニ於テ加天殊畢斬首可懸梟首之所白晝ニ付不能其儀者也

元治元年七月十一日

皇國忠義士

村 與 様

柘 豊 様

斯の如く志士等の攘夷論盛なる時に當り、池田家を始め荒尾氏の沈黙依然たり。之れに不平を抱ける柘植豊村河與一右衛門の差圖によるものなりとの風聞を流布し、遂に荒尾家の忌氣に觸れ閉門となりて、西町自宅に謹慎の身となりたり。之れよりして、諸國浪士との往來自由ならざりしなり。或は乞食に身を扮して入り來り、或は商人風に變裝して入來るもの、數を知らず、茲に於てか其れ等は皆村河の腹心なる西村傳九郎の宅に密行し、夜の更くるを待て主人の案内にて村河屋敷の籠中より木邸に入り面談するを常とせり。

是れ等の人々皆變名せるを以て今一々其名を擧ぐる能はされども、其重なるものを記せば、大和十津川に於て一揆を擧げし藤本鐵石の一味なる三枝眞道、敗れて遁れ來り村河家に長く潜伏し徒然の餘り書畫を揮毫せり、與一右衛門一日眞道と天下の忠臣を論ず、眞道楠公を以て答ふ、與一右衛門曰く楠公は畏れ多くも頼れ奉りての結果なり、兒島高德は自ら拔でて王

事に盡せり、心情察するに餘りありと。眞道之れに服し直に高德を中心として左に楠公右に藤房の三幅を描き、上部に村河と三枝との議論の結果を記入せりと。以て與一右衛門の人となりを知るに足るべし。眞道明治元年猶攘夷論を捨てず、佛國公使の参内を遂に擁し之を討たんとして果さず、後藤家二郎の爲めに斬らる。又岡山藩士上田榮治なるもの再三村河と事を謀らんとして、西村を介して往來せしが、議遂に合はず去て再び來らす。後參議横井平四郎(小楠と号す)を京都に斬りしは此人なりしなり。

鳥取に於て當時の大目付堀庄次郎を斬るあり。京都屋敷に於て名に負ふ二十士か黒部權之丞を斬るあり。二十士は黒坂の領主福田丹波に預けられ謹慎中なりしが、其時今小路大藏卿鳥取に來り藩主慶徳公に貿易を勧めたる事あり、今津の松波傳之丞二十士の内意を受け、京都なる祇園某樓に大藏卿を餐應し、歸路之を五條坂に刺す。今小路憤怒の形相凄しく『傳之丞其儘に捨て置かん』と一聲叫びて息絶へたり。其時松波の從者は落合重太郎にして路次の警戒は長州藩士なりきと。傳之丞國に歸り病んで死す。世人大藏卿の崇となせり。村河は謹慎中なるにも關らず此れ又謹慎中なる二十士と相通じて、畫策する所あり、二十士の鳥取に護送

せられ荒尾志摩邸を脱するや、橋津村より乗船、三保關に至り鯛の浦に寄港して、遁れて長州に入らんとす。追手のため過半数戦死し、遁れて長州に入るもの幾何もなし。此の時恰も第二回の長州征伐の時にして、村河は長州を援けんと苦慮せしも蟄居の身にして策施すべきなし。因て西村傳九郎に計る、西村乃ち境港より但馬船と僞稱し當時馬關を守る村田藏六(大村益次郎)と通信し、三田尻より鹽を搭載せる船に米を積みて長州へ送り返し、諸國の狀況を探知したる書類を觀世燃りとして村田藏六に密送せり。此但馬船こそ曩きに長州藩士を送りし船にして其後諸藩士の乗用なりき(以上西村氏の舊記による)

然るに天下の形勢一變し西郷等の畫策功を奏し薩長の握手となり長州侯は幕府に陳謝し許されて再び上京し、會津と交替して宮城の護衛をなすに至れり。

一易道大阪ヨリ参り會津ト長州公儀ハ輪番合ニ相成候事會津大正義立歸り候事浪士ヲ一橋公ハ討取宜敷様被仰候得共會ハ是迄段々苦心致シ居候ニ付歎願有之先見合ニ相成候事云々  
又毛利家の願書は左の如し

當月四日英佛米蘭諸夷赤間關襲來及戰爭候段ハ先達而御届仕置候次第ニ御座候然ル處此度

家老共不奉憚輩下浪士共ノ暴發ニ相與シ、及反乱乍恐奉震聽候儀私父子ノ趣旨ニ背候事ト  
ハ申午兼而此方不行届ニ付夜日恐懼仕候是又申出置候通りニ御座候彼是ノ趣ニ付テハ攘夷  
義一國私闘ノ譚ニ相成候故不得止私議ヲ講ジ候外無記ニ付此段被聞召置候様ニ奉願上候以  
上

八月十五日

松平大膳太夫

(以上花ノ卷)

慶應三年十月浪士と謀議の件幕吏の知る所となり會所召として池田家に、池田家よりは荒尾  
家に、村河與一右衛門直方を出すべしと命ぜしかば、荒尾家に於ては評議の結果、之を出して  
は荒尾家の運命に關する事故切腹を命すべしとて勘定場に於て中渡さんと村河に出頭を命じ  
たり。直方豫め事の急なるを知り、妾ひさ子の弟豊次郎なるものを非人に裝し、密書を笠の  
頂に仕入、當時大阪滞在中なる西村傳九郎に贈り、其盡力を乞へり、其密書は左の如し

一筆啓上候秋冷相催し候處愈御安全被成御滞在目出度御儀に御座候、扱昨日鳥取より高濱  
達右衛門罷出候而會所召と相成間柄中よりは一刻も早く切腹に及候様申聞候得共全体無實之

義故何卒京都將軍様御會所へ罷出候而入割申上候へば明白に及候得ども唯鳥取の會所にて差  
出し中間敷根元は京都の將軍様の内に藤田敬介と云ふ者被召捕候而及白狀候處〇印の名前の  
者同道致し候哉一向に存不申仕合併に鳥取會所にて其云ひ譚を致候へば石川始め相立不申候  
間必ず其段は御含を以て只大山へ浪士を集め候事共私儀は申候事は無之候段入割御考へ被下  
候而別紙之通りなる成行ゆへ万事〳〵御含被下候て何卒〳〵御働被下候而〇〇〇〇〇〇〇〇水  
戸様之御内長谷川作十郎に私儀が事何卒〳〵打けしと相成候様私より御内談申上候事はなき  
分にして貴所様之御考を以て御願談被下間敷哉則水戸人ゆへ私儀を御免に相成候中へば將様  
御爲も相働き候趣を以て御内考可被下候又二條様御内へ貴様御手筋之人物も御座候事故此者  
へ御内談被下候而も宜敷何分〳〵貴様御思付に而御談し可被下候尤正義家にして長州すきと  
言ふ事は必ず御口外被下間敷候出來致し候へば貳參百兩は不苦と貴様より御差出しの立にし  
て御働可被下候。御存じの如く近年の次第吉方に相成候得ば各寺したの證言に而意恨不少候  
此度は十死一生の場合に而何分今三十日四五十日而開運に至り懸け候所案外馬鹿者之座奥よ  
りして如斯に成行候段残念至極に御座候間万一作州邊迄御引取に相成候とも長谷川作十郎が

二條様の内へ誠に／＼極御内々として御申入れ可被下候必ず奉願候最早二三日之内にては鳥取へ罷出候間御願申上候一事相調ひ不申候得は先日御目に懸り候が一期のわかれと悲歎罷在候奸物原は十分まんゑつ残念の至りに御座候老母悴も貳三日の間はなき通し残念なる事に御座候前文の事が調へ不申候へばそれ切の運命と相心得罷在候併し將軍家の事は又安々参り候事も御座候ものゆへ二條様の御言葉が懸り候得ば急に直々出来致候而私儀も會所へ御呼出しは御沙汰やみに相成候間此段金子之御約束を高階になり共被成候而大急／＼御働可被下候此度之事開運と相成候得ばきつと私儀知行之内をば貴様へも高階へも進上可申候何はとも角も御存之成行今一度は十死一生の此なんぎを拂ひ而奸物共に眼玉がみせ度候二條様へも年々何百兩つゝ相納め候様御申立可被下候ても宜敷候二條様より幕府之御役人中へ一夜御沙汰に相成候へば直に御國の御留主居へも申來り候間さすれば急に事情相濟候間必ず／＼十分の御働可被下奉願上候此余は万々御含み上可然御願申上候作州邊迄御かへりに相成居り候共引返して直に／＼御申こね可被下候様奉願上候私儀御免と相成はきつと貴將様又將軍様二條様之御爲めに相成候人物といふ事を第一にして必ず／＼御働可被下候様願上候余は万に御賢

さつの程奉願上候 草々不具

十月 四日

書添申上候然は貴様御働にて二條殿之御都合幾重にも御働可奉願候左候へは金子は何程入候てもかまひ不申隨分家をつくしても差出し可申候其上にも悴儀は永々身上のもの納めさせ可申候間万々一與一右衛門此表にて兎角相成候共是非／＼此筋相立不申候而は不相濟何分にも御はたらき之程幾重にも御願申上候以上。

尙々與一右衛門万一の儀有之候ては七十歳に相成候老母自殺之覺悟是には實に大丈夫の男子も見るに不堪次第御察し可被成候

大阪水戸様御留守居長谷川作十郎どの手筋は日本橋近江屋市次郎に入割御内談は勝三郎にてもよろしく名前札を認め直に御出に相成候ても宜敷第一は二條様よろしく御座候金子之御約束被成候へば大方高階も引受け申哉と上存候

一罪狀書ハ則別紙ノ通りニ御座候事

ム

印

森 敬 介

白 狀 覺

當三月下旬龜井孫六内田吉之助二人伯州ニ下リ岩淵某大嶋定次郎ヲ召連上京致シ鷺尾殿内ニテ大山ノ一件話ス且大仙盡力ノ儀ハ米子藩村河與一右衛門ト申者ニテ當時御咎中ノ由人休ノ儀ハ元米子藩士箕嶋定ヨリ聞取候尤此モノハ大仙一件其外此度ノ儀關係ナキ様子ニ相見候

村河與一右衛門

一年齡四十五六才脊少シ低ク色黒キ方眼左右大小余程勇ク唇厚ク少々痘瘡ノ跡アリ

右白狀ノ旨與一右衛門荒憎心覺ノ事

昨日頃一人ハ無力一人ハ脇差ヲ差ス作州者ノ由ニ申出候而内々用向有之候間一寸對面吳候様申候故無何心對面仕候處泉屋源藏氣屋柳造兩人元來故有テ浪人ニ及ビ大山へ參詣致シ候處馬造ト申者醫師ノ後家ニ世話致シ吳候様申出候故ニ不便ト存候而金錢マデハ世話モ致シ難ク候ヘドモ古布團等ハ遣シ可申旨ニテ何モ嫌疑可有之者トモ存ジ不申合力ナシ居候處吉田藩ノ由故ニ幕府御親藩素ヨリ箱幕論ヲ相立候者英船ト和親ニ及候次第交易彼是申立候ヘドモ五十歩百歩ノ論ト申居候次第柄其内一人ハ何レニ罷出候ヤ不告シテ引取一人ハ作州邊へ路用等

目ハ是迄居候先キ一應大仙西村彦右衛門方へ住居暫時ナレ共暇ヲ申聞候越ニ而出立仕候次第甚不審ニ存候故後シテ手懸ニ相成候而ハ不宜敷候間布團等モ引取宿料等モ拂切ニシテ仕舞候次第其後罷出候得共兎角取合不申儀ヲ第一ニ差押テ罷在候處大阪ノ何トカ屋金持ニ心易候間探索等罷出度旨申出候故兎角彼是ノ無キ事第一ト存ジ又事柄ニ依リ候へバ歸而宜敷由故少々路金ヲ遣シ候次第其後又々罷歸リ候而薩藩ト志シ候ヘドモ奸計甚敷キ故宮方へ奉公可仕何様同道ノ者不埒ニテ引取候由何トモ此條申上候譯モ無之様申出候故能キ程ニ申居候處又々宮方へ潜伏相叶ヒ居候間罷越度由成程可然干時有柄川宮様ヨリ御世話ニ相成候間取次候仁三人へ進物トシテ一人前壹兩壹步ヅツ幸便ニ相頼ミ申候處横領ニ及ビシ由其後水戸様御家内中ニ相尋度旨ノ用向有之候間對面吳候様申出候故對面仕候處長幕御國ノ御處置振リ及議論出シ流石ニ水戸様御家へ取補幕論トシテ源烈公様ノ御事ヲ申出シ落儀ニ及候仕合我等儀ハ長州へハ不罷出英船ヲツナキ居候事モ苦々敷五十歩百歩ノ論ト申出候間本國等ノ内デハ隨分有志モ有之因備へ頼申上候テ周旋モ相付キ申ヤノ旨申出候得共何分此砌リハ六ヶ敷之有候へハ先年來入海ヲ埋メテ十萬石ノ新田モ致シ候事中將様御聞濟ニモ相成居候事ニ候處松江ヨリ彼是ノ六



ケ敷中出願ニ御公儀ノ手ヘ松江ヨリ願出候事モ有之候ヘバ新將軍様ノ御内原市之進殿ヘ貴君ヨリ御内談モ候得バ相調モ可申其手順相付候得バ當地ニテモ工風ニ及候間困窮ナレモ節儀ヲ守リ候間有志ハ御保助ニ相成候様雲州ノ圖面ヲ差出候間折ヲ以入割相嘶度夫ヨリ水府ノ一件大平山ノ談ニ及候間國々地理等及議論大山ノ裏手ニ有シ候船上山ハ名和ノ舊跡地ノ理無雙等相話候處人數何百人斗ニテ被聞候得バナト座興ニ及候次第何分幕府御親藩ノ水府ノ御家人故國々探索ノ仁ト心得候故國情等モ相談シ申難ク能キ程ニ話シ合候テ明義不明義ノ論ニ及候處水府人ハ極内々乍ラ但馬様御周旋ハ相付キ中間敷ヤト極秘相話候極内々ナレドモ年増ノ者故能キ程ニ致シ居候山都而鷺尾様ヘ罷出ルトモ過激ノ事相進メ候山ナレドモ劍術者トシテ極短慮者始終無覺東ト相談候故討取候上ハ鷺尾公モ能々申上テ浮浪輩ヘ多分御物入不被返候様ニ被返候様且ハ天下ノ大事百名ヤ二百名ニテ守歸シ被遊候思召ニテモ中々先年五郷方一同様ニ被爲致候而モ天下ノ御不爲ト相嘶候次第且前三百新田ノ儀ハ周旋可仕候ヘモ蟄居中取致シ方無御座候間折ヲ以近海ノ御圖面ヲ何レノ御役人ノ手ヲ以中將様ヘ差出シ可申候間貴君モ極内々御瞻持ニ致シ居候様内話ニ及候次第源烈公ノ御親兵然ル所何御不審ノ筋可有之ヤ一味ニ懸

候人物ハ有之間敷御受申上候事ハ實以心事不相濟候ヘドモ既ニ私分ハ差出可申様無座候故去ル人物ヘ圖面用立候テ中將様御手元ヘ差出ニ相成居候ヘバ大ニ都合能潔白ノ證據ニモ相成候事ト奉願候此一件ヲ以則反逆ニ不成御國恩ヲ懸念日夜仕居候事ハ顯然分明可仕儀ト可存候且不段ノ素志モ御座候ヘバ右等切迫之運命ニ及ブ儀ハ先月中頃ヨリ愚察仕居候事故脱走ニテ仕候心得ニ御座候ヘバ可仕候ヘ共主人ヲ後ニシテ退去等仕候不正義ニハ無御座候間御上之明鏡ニテ御憐愍ヲ奉願上候恐惶敬白(西村氏ノ舊記ニヨル)

(附記 本文意ノ通ゼザル所アルモ舊記ノ儘書ス)

村河の勘定屋敷に呼び出され生死不明の境に入るや、米子の騒動は湧くが如くにして、市中今にも戦ひ起らんとするものゝ如し、茲に於て村河一味の者は各々爲さんとする所ありしも村河屋敷は勿論、一味者の邸宅に至るまで警戒嚴重にして、施すべき手段なく徒らに手を拱して其成るに任ずるのみ。慶應三年卯十月十日愈々切腹申し渡さるゝことゝなれり幕府よりの罪状は左の如し。

一、大山ニ於テ浪士ヲ集メ因州并ニ三但州ヲ押領シ其上京都ヲ放火シ御室御所ヲ天子ニ致シ

鷲尾殿ヲ關白ニ致シ候企有之右ノ次第ニ候事

然れ共村河は天下をヲ負ふて立つもの小事に死すべきに非ずとて豫め同士と約し、如何なることありとも切腹をなさずと誓ひ、且つ一方に於ては諸國志士の國境なる駒歸りに待つあり。他方に於ては西村傳九郎大阪にありて、彼の密書に對する運動を始め高階丹後守の家人某に依頼し宮家に請願して事既に成就したれば村河は愈々以て切腹を肯せず『事十數日の後に明了すべければ、無事に江戸に護送せられよ、決して主家に累を及ぼす恐なし、若し余を殺さば荒尾家は却て斷絶すべし』と申立てしも荒尾家の徒下事情を知るものなければ、之を肯ふるものなし。其切腹を迫ること再三事益々急なり。直方乃ち意を決して切腹す。從弟山内政泰介錯す。死後直方急病にて死する旨を同人より村河宅に報知せり。死体は山内政泰方に預けらる。此報村河方に達するや、息兵之悉直親父の横死せしものとなし、時の町目附岡村傳之助に直訴せり。池田家より直親政泰兩人を入獄し、欺殺か自殺か鞫問中凡そ三ヶ月を経て天下の形勢大に變し徳川公は違勅の人となり、大阪城を遁れて江戸に歸り、西園寺三位中將公望公勅使として山陰道に下向し、大赦行はれて入獄中の兩人放免の身となる。與一右衛門

死せしより僅かに三ヶ月其苦心焦慮皆水泡に歸し、一味の心勞も亦消えて跡なし。嗚呼運命は奇を弄するか長州包圍を受くる再度、其間兵糧兵器を送り天下の形勢を報し、包圍中尙ほ長州が方向を誤らさりし所以のもの、村河等一味の効預りて力ありと云ふべし。然して畫策せし事漸く成り長州は包圍を解かれ王政は復古となり新天地に大に驥足を延ばさんとする村河は、不本意の死を遂げ怨を呑で地下に眠れり。今や氏の傳を叙するに當り、其餘命なきを悲む。然れども天永く志士を捨てず、明治の聖代に至り、皇太子殿下山陰に行啓遊ばされし時に當り、直方の王事に奔走せし勞苦を思召され、正五位を贈らる。以て地下に瞑すべきなり。墓は博勞町了春寺荒尾家墓地の東方にあり。世人清洞寺なる記念碑後の墓を以て勤王與一右衛門の墓となすは誤れり。



## 山内篤處

——吉田松蔭を慕ひ、勤王の熱血に燃え。

藩公に進言、廢藩後は、子弟の教育——

山内衡、字は叔平、篤處は其號である。父は諱を喜庵と稱し、鳥取藩の醫師で、母大石氏との間に四男を擧げたもので、兄柳外は文學を以て顯はれ、弟修庵は醫術に於て知られ、末の弟武貞は勇武絶倫の聞えがあり、兄弟悉く藩内に知られてゐた。

安政元年米國の使者ベルリの軍艦が突然浦賀に訪れて通商を求めた事に端を發し、三百年大平の夢は破られて、上下動搖未だ和戰の議が定まらない時であつた。慷慨剛直、夙に報國の志を抱いてゐた彼は、年正に二十、高鳴る熱血を抑ふる能はず、吉田蔭松の行動を慕ひ、ひそかに海外に飛び出して世界の情勢を視察すべく、將に走らざればかりとなつてゐたが、丁度其時、分家平松莊敏公の侍講に聘せられることゝなつたので、心ならずも五ヶ年間其處に止まり、更に公に扈從して江戸に至つて、四年間滞在した。

是の時、幕政は日々に非となり、内憂外患交々至つて、何時如何なる大擾亂が爆發するかをも予測すべからざるの有様であつた。彼は之を憂へて、ひそかに幕府の當路に進言し、諸侯の妻子を其本國へ歸還せしめる事とした。間もなく莊敏公が薨せられたので、彼は其友人沖剛介と執政矢野能登に従つて鳥取藩に歸り、進退を定めようと考へた。時に元治元年である然るに、能登が、途中に於て病死して了つたので、剛介と謀つて、能登の意に自分達の意見を加へて藩公に上書した。

『方今時勢日に日に急迫し、正に神州危急存亡の秋である。宜しく舊汚を洗滌し、庶政を厚張し、以て力を王室に致すべきであらねばならぬ。其要に五項目がある。一は小人を退け君子を進め以て固國の本とすることである。二は藩校を擴張し、募集方法を改め學生を増加して大いに人材を養ふことである。三は四境の關は民を衛るを以て本としゐるのにもかゝらず反つて民を窘しめるの材料となつてゐるから、之をやめて文武館とし、士庶を教養して諷察に備へることである。四は志士の囚禁を解放し、優秀なるものを登用して以て氣節を勵ますことである。五は幕府の權威既に地に墜ち、到底恢復の見込がないから、よろしく江戸の

邸を賣却して、その五分ノ三で大砲を購ひ、あと五分ノ二で在野の義徒を養ふことである。皆今日の急務であつて凡て君の一斷あるのみである』

斯うした進言も、藩の態度が曖昧で向ふ處が定らず、且當路に離礙たる小人が多かつたため、遂に何等省られる處とならなかつたので、彼は大いに痛憤するの餘り、當局二人に辭職を勸告した。其言辭が甚だ危激に涉つたといふので、斬罪に處せられようとしたが、特に助命せられて五十日間閉門を中渡された。

その年の秋、長州征伐の令が下された。その際一重臣が幕府に迎合して頻りに出兵説を唱へたので、沖剛介は憤慨の餘り同志と共に之を斬殺した。そのために、彼等は悉く死を賜はる事となつたが、彼も同謀の疑を受けて、四年間幽閉せられ、明治元年に至つて漸く釋された。彼は、藩に於て正牆適處に學び、江戸に在つては、摠谷宥陰の門に入つてゐたが、夙に大義を講じ、名分を明にしてゐた。鳥取藩がよく勤王に趨いて、順逆を誤らなかつたのは全く彼等が提唱の功なのである。

間もなく彼は支封用人に任ぜられた、二年行政官録事に轉じ、太政官權少史に遷り、太政

官が東京に移されるに及んで留守少主典に任ぜられた。三年宗藩少屬に補せられ、又福本藩少參事に轉じた。廢藩後は再び官途に出ないで、専ら子弟の教育に當り文墨に親しみ、屢々衣食に窮しても平然たるの有様であつた。掛冠の當初米子練習所の學長となつたが、明治六年四月一日明道校第一回の校長となり、後東伯郡由良の宿に私塾を開き更に晩年は同郡長瀬の宿に私塾を開いて、諸生を薰陶した。彼は人と爲り身幹魁偉、眼光炯々として威容自ら備はるの有様であつたが、平素は温厚仁慈、何等圭角を見せるなく、眞に君子の風があつたのである。さうして、常に忠孝大義を説き、其報國の志は、晩年に至るも猶更に、衰へる處なく衆人悉く讚仰敬慕せざるはなかつた。ために彼が到る所悉く學生彙集、所謂門前市を成すの有様であつて是がため郷黨斐然として學風大いに振興した。その門下から幾多の俊才傑士を輩出したのは、彼の感化が如何に偉大であつたかを證明するものなのである。惜しい哉、明治十八年一月三十日、長瀬村の假寓に於て、享年五十一才を以て病歿した。遺骸は村の墓地に葬つた。

彼は大石家から妻を迎へて、三男四女をもうけてゐたが、長男春太郎は石川氏(武貞の後)

を嗣ぎ、二男勉二が家を相続した。

明治四十四年、多數の門弟達が相謀つて、その晩年の地たる長瀬に碑を建設した。その碑文は次の如くである。

山 内 篤 處 翁 碑

樞密院副議長正二位勳一等伯爵東久世通禧篆額

因之志士曰篤處先生諱衡字叔平姓山内篤處其號考諱喜庵鳥取藩暨妣大石氏伯柳外以文學仲修庵以鑿術季武貞以勇武皆名一藩先生忼慨剛直志存報國安政元年美國使節再來有所要請上下驚動和戰之議未定先生時年二十慕吉田松蔭所爲欲竊出洋觀宇内情勢將行會支封松平莊敏公聘爲侍講遂止五年扈公干役江戸淹留四年當是時幕政日非内憂外患荐臻府下大擾禍將不測先生憂之私說幕府當路遺諸侯妻孥就國其說遂行既而公薨適與其友冲剛介徒執政矢野能登歸欲正向背時元治元年也能登途疾而歿因與剛介謀酌能登意雜以己見上言藩公曰方今事勢日益危迫是神州存亡之秋也宜洗滌舊汚更張庶政以致力王室其要有五曰退小人進君子以固國本曰擴宏藩校改募法增學生以大養人才曰四境之關本以衛民反爲害民具代以文武館教養士庶以備設察曰解縱志士囚

禁登庸其尤以勵氣節曰幕府威權墜地不足復事不如售江戸邸五分所得價三以購巨礮二以養艸莽義徒此皆今日急務惟在君一斷耳書入不省蓋園藩摸稜無定向當路又多齷齪小人先生痛憤勸當路二人罷職言涉危激當斬特宥命閉居五十日是秋社長令下有一重臣迎合幕旨首唱出師剛介與同志斬殺之皆賜死先生有同謀之嫌幽閉四年明治元年釋先生在藩師事正藩適處在江戸遊鹽谷宕陰門夙講大義明名分本藩之能勤王不誤順逆者先生等提唱之功也既而任支封用人二年轉行政官錄事遷太政官權少史太政官移東京任留守少主典三年補宗藩少屬轉福本藩少參事藩廢致仕不復出教育子弟優遊文墨筆瓢屢空晏如也十八年一月三十日疾歿于伯耆國河村郡長瀬村僑居得年五十一葬村之兆域配大石氏有三男四女長男春太郎嗣石川氏即武貞後也次勉二承家頃門人與春太郎勉二謀欲卜地樹碑囑謙銘之謙伯人也少遊縣學學長即先生先生身幹魁偉眼光炯然有威容而就之溫溫不見圭角頗有君子風督訓諸生每說忠孝大義其致於國之志至晚不衰爲衆所仰服未幾先生去謙東遊遂爲幽明之別於今三十餘年矣追憶舊誼則碑銘之囑豈可以不文辭哉銘曰

進也忘身 退也安貧 嗟乎先生 遺風萬春

明治四十三年十一月

細田謙藏撰文

岡田起作書

# 大谷家竹島渡海記録

福島家の陰謀を強諫して容れられず、去つて但馬國大屋谷に蟄居した和田九郎右衛門尉良清が三代にして、地名を採つて大谷と改姓し、伯耆國會見郡小鷹城主杉原氏に仕へた玄番實眞の後を受けて、その二子を守護して伯耆國米子に引越し、廻船の業を營んだ甚吉(實眞の甥)が、元和三年歳後から歸帆せんとして、測らずも風浪に會ひ、竹島に漂流したのが、所謂大谷家竹島渡海の始まりであつた。爾來、四代勝宗、五代勝實、六代勝信、七代勝房に至る迄、渡海御免の奉書を載いて、年々竹島へ往復し、以て新島開發の功着々として實を擧げられてゆくのであつたが、七代勝房の在世元祿九年正月に至つて、朝鮮貞王の懇望により、遂に渡海禁止を令せられるに至つた。

島の國神州に在つて、一舟よく驅つて百里の怒濤を乗切り、以て未開の小島を開拓し御國の領土を多からしめた事は、何と言つても大いなる貢獻である事を感じねばならぬ。この間の詳細なる事情は、大谷家に傳へられた山緒によつて畧々知ることが出来るのである。茲に當時の真相澗瀾たる山緒を其儘掲載して、記述に代へんとする所以である。

## 大谷家由緒

先祖は元和田氏の末流なり、往古兵火にて系圖焼失す、享保三年十二月廿七日土藏焼失再び系圖を失ふ。

但州大屋谷に引籠り隠士となる。故に大谷と稱す杉原家の召に應じ出仕す

初代 和田九右衛門尉良清

和田の一族應永の乱に悉く衰微す、良清幼にして父を失ふ、文正の頃福島家旗下となり木會に於て三千貫文の食地を食む。福島氏隱謀あり良清強て之を諫む、聞かず、良清即ち暇を乞て去り但州大屋谷に蟄居す。後杉原氏の懇望あるも未だ志を決せず、播磨守直召に因り、嫡孫玄番を差し出す。古主を憚り蟄居地名を取り大谷玄番と号す。客分にて家老の上にあり、祖父良清父永順は弓矢の道を捨て月火を友とす。後永順薙髮して山遊と号し、伯州會見郡小鷹に蟄居を移す。

二代 和田瀬兵衛尉永順

父良清歿後薙髮して山遊と号し、伯州小鷹に居る永祿四年正月廿六日卒す。

三代 大谷玄番實眞

伯耆國會見郡小鷹城主の召に因り出仕す、時に杉原氏宗領短命にて卒す。嫡男幼少なり同族播磨守勇名あり、吉川元春の推舉により相續す。實眞之を補佐す。盛重勇將なる故威名關の東西に震ふ、惜哉盛重程なく卒居す。男二人あり、互に立つことを争ひ、杉原氏遂に滅亡す。二人再び大屋谷に隠る。玄番に二子あり甥甚吉之を守護して伯耆國米子に引越居住す、實眞は元和二年仲秋大屋谷に卒す。

甚吉廻船を業とす、時に元和三年越後國より歸帆の節、竹島に漂流す。全島を巡見するに朝鮮國と相距る三四五十里、而して人家なし渡海勝手と考へ湊山下に歸帆す。

時に因伯の御守新太郎光政公、所領巡視の爲め、安倍四郎五郎來米、早速竹島の件注進に及ふ。安倍氏上聞即ち甚吉を江府に召され、御詮議の上、元和四年竹島渡海御免の奉書を戴き、年々渡海致所元祿九年御制禁となる。

渡海開基者甚吉年經て竹島に歿す。彼の島に石碑あり、淨本と号す、後竹島院と贈号す世代同様供養を怠らす。

時に實眞二人の幼男成長し長男を九右衛門勝宗、二男を兵左衛門と号す、同人は隣町に別家せり。

四代 大谷九右衛門尉勝宗

米府大谷家の元祖なり。

竹島渡海開祖は勝宗甥甚吉なり。

竹島渡海に村川氏を差し加ふる由緒。

勝宗故あつて時々御城代へ仕公す村川市兵衛も由緒あつて、毎々安倍氏に於て參會す。或る時四郎五郎勝宗を召され、甚吉より御訴訟申たる竹島渡海村川差加吳候段取持たれ則ち市兵衛連名にて出願に及ぶ。尤も勝宗名前にて差出然るべく旨安倍氏より御進め相成りしも、勝宗未だ再武の志あり強て斷る。歸國の後市兵衛甚吉二人召し出され、竹島渡海異議なき旨老中より太守新太郎光政公へ御奉書を以て仰せ出さる。

二人共九年振りに一度づつ參勤獨禮御目見仰せ付られ、并に時服熨斗目拜領、渡海船には御紋之船印等拜領。

勝宗再武の志あり、隠士を以て居りしに、甚吉竹島に死するに及び、無止自身の名前にて諸事相勤む。

尤も甚吉は部屋住、殊更年來商賈に従事す、村川は年長其上本苗顯浪人立居りし故、渡海御免書にも村川上席に之れ有り、勝宗名前差し出すに於ては當家竹島開基と云ふ筆下に付くべく云々

西御本丸用材御用仰付られ、寛永十五年二月獻木、二人共參府、將軍秀忠公に御目見仰付らる。

勝宗舍弟兵左衛門先年別家をなしたるも嗣子なし。短命にて歿す。家族を勝宗方に引取る。妾腹男子を兵左衛門跡目となし、再び分家す。

勝宗勤番なるも老て參府する能はず。嫡子惣助を江戸に參府致させ、御目見當日前髪にては御例無之、御殿中に於て元服、九右衛門と改名し、御目見首尾克く相勤む。

勝宗藤兵衛と稱し別家に隱居す。是より分家兵左衛門跡は代々之を稱す。

五代 大谷九右門勝實

若年の時父勝宗名代として江府相詰數度御目見仕る。

寛文十一年五月廿八日并に延寶七年七月參府の節献上の品并に役人勤門控左の通り。

(參府献上物例年同し以下畧す)

將軍家へ献上 例竹島鮑五百入一折。

酒井雅樂頭 酒井河内守 阿部豊後守 稻葉美濃守 久世大和守 土屋但馬守 板倉内

膳守 以上七人竹島鮑五百入壹箱宛

土井能登守 堀田備中守 以上若老中 小笠原山城守 戸田伊賀守 本多長門守 以上

遠國奉行 鮑三百入一箱宛

六代 大谷九右衛門勝信

延寶九年五月、御巡見御宿、竹島様子尋問に對する請書。

一、大猷院様御代五十年以前阿部四郎五郎様御取持を以て竹島拜領仕其上親共より御見目迄被爲仰付難有奉存候御事。



一、彼島に年々船渡海鹿の魚の油并串鮑所務仕事  
一、竹島へ隠岐國島後福浦より百里余、可有御座山、海上の義に御座候得者、儲には知不  
申御事。

一、竹島は廻捨里余御座候御事。

一、嚴有院様の御代竹島の道筋廿町斗廻申す小島御座候、草木無御座、岩山にて御座候、  
廿四五年以前阿部四郎五郎様御取持を以て拜領船渡海仕候、此島にてもみちの魚の油少  
し宛所務仕候、右の小島へ隠岐國島後福浦より海上六十餘里も御座候御事。

延寶九年酉五月十三日

貞享二年丑五月廿八日首尾能く御目見仕、其節當番寺社奉行は

水野衛門大夫 板本内紀 本田淡路守三人

御勤中水野氏よりの書狀あり勝信元祿五年九月朔日若年にて卒す。子三人あり長を三良  
松と云ひ、後亦九右衛門と改む。二男藤八成長の後職元司と成り徳田主水と稱す。公家  
武家數多入門指南せり。京都上田町に居る。主水卒して唯一女あり。多貴と云ふ内裏侍

女に捧げたり。都而侍女は一代限りなれとも、禁中諸式格別功者につき、天意に叶ひ、  
御二帝に奉勤せり。多貴老て尼となり、寂孝院と号し京都柳馬場に住す、勝房代寛保年  
中上野宮様御山緒の濫觴は、全く徳田主水光茂吹擧の故なりと云ふ。

七代 大谷九右衛門勝房

七才にして父を失ふ。別家藤兵衛後見す。

元祿六年江府へ相詰申様仰せ出さる。勝房幼年故後見藤兵衛九右衛門と爲り差し出さる  
様仰せ付けらる。翌七年春藤兵衛假りに九右衛門と名乗り參府致し三月廿八日例の通御  
目見仰付らる、御殿中先格の通り詰所は蘇鐵の間なり。

其節相勤御屋舖方左の通り

大久保加賀守 阿部豊後守 戸田山城守 土屋相摸守(右老中)

柳澤出羽守 牧野備後守(老中)

秋元但馬守 加藤佐渡守 内藤丹波守 松平彈正守(若年寄)

本田紀伊守 戸田能登守 松浦壹岐守(寺社奉行)

久世出雲守(奏者)

國主相模守様其節江戸に在らせられ、四月朔日御目見仰付けらる。  
御家老荒尾志摩様御在府中なり。

——竹島禁制の由来——

元祿七年例の如く竹島渡海致す所、彼島唐人大勢参り居り申渡海船中少人數にて、據なく歸朝、其旨御達申上る所、伯耆守様より、御公儀へ御注進御評議の上、其翌八年渡海船中鐵砲鎗刀蒙御免御威光を以て渡海致す所、去年より亦唐人大勢竹島に参り居ると雖も押して此方の船、湊へ漕入たり。俄に唐人乗舟同島大坂浦と申所へ退く。時に唐人兩人陸に相殘、一人通辞有之、船頭共打寄途に吟味候處、不埒の申分にて、止を得ず則唐人兩人召捕乗船、隱岐國迄歸帆、同所御出張御役人御穿鑿の上、津々浦々引船御差出、御手當嚴重に候、程なく米府湊歸帆致し、伯耆守様へ御達申上追て江府御注進暫時勝房宅へ唐人御預り、其後島府に召され、船頭水主共召連、勝房後見藤兵衛出府致し、唐人道中爲警固江州君御組士之内、加納郷右衛門尾關忠兵衛出府之事、則島府に於て御

吟味の上、唐人江府に召され、御穿鑿相濟し長崎迄御指下、長崎より順々御送歸となる  
元祿九年春竹島渡海御禁制之旨御老中様より因伯御太守伯耆守様へ御奉書到來其寫

——渡海禁止——

先年松平新太郎因州伯州領知之節相親之伯州米子之町人村川市兵衛大屋甚吉竹島に渡海至于今雖致漁候向後竹島へ渡海之儀制禁可申付旨被仰出之候可被存其趣候恐々謹言

元祿九年正月廿八日

土屋相模守政直  
戸田山城守忠昌  
阿部豊後守正武  
大久保加賀守忠朝

松平伯耆守殿

伯耆守様より右奉書を以て、竹島渡海御制禁仰渡され是非なく御請申上る。  
右濫觴は先達て連れ歸る唐人御送歸以後、朝鮮貞王より竹嶋儀唐土の地に相違無之由通

達有て、頻りに懇望因て、貞王より竹嶋之儀往古より日本の御支配相違無之旨則證文御取付遊され其上にて朝鮮國に御預相成故私共竹嶋渡海御制禁之事

付り當時の御威勢は中々以て朝鮮貞王懇望たりとも、容易に御任せ成さる間敷ものを常猷院様御代柳澤一件にて其頃御靜謐成らさる時節、彼是折惡しくに付、御制禁仰せ出されしとかや、惜ても餘りなしと先祖より聞傳す。

時に勝房竹嶋渡海御制禁以後家業を失ひ、雲州へ立去、願差出す所、公方様へ名前達したる者故他所へ遣され難く、追て思召在せらる可く間、他國へ出る事御差留の旨仰出さる。則ち先づ當時取續料として米子御城下魚鳥間屋口錢九右衛門一人之家祿仰付らる。

當所御城主荒尾成倫様御書判置せられ、奉書を以て仰付らる。是れ全く祖先竹嶋渡海開基に因るも、公方様御餘光故と難有御請申上、寛保年中江府へ相詰め候節、寺社奉行様へ、具に御聽に達し候處尤もの御仕向と御意を蒙り候事。

一、殿様より御時服并御上下拜領す。

一、殿様御在國の節年頭奉願處、延享元年八月廿二日、御聞届仰付られ、御長臣米子城主

大和様御館に於て、書付仰せ渡さる。

其方儀御在國の節年頭御目見願之通被仰付候

延享元年八月廿二日

一、勝房元文四年九月五日上野御殿へ登山、諸大夫大西淡路守殿へ、京都清水谷前大納言殿同中將殿兩所添書差出す。良有て御坊官万里小路民部卿御出にて、御請取其翌六日上野御殿へ勝房御呼出し、家筋山緒格式等御聞糺、具に御請書差上、御坊官より仰せられ候は、其方儀清水谷御兩所より、宮様へ御直書を以て御頼に付、則御出入仰せ付させられ候、其上御目見之儀は明後七日宮様日光へ御登山遊ばされ候間、還御以後仰せ付らるべく之旨。同月廿三日光より宮様還御遊され、其翌十月十五日御目見仰付させられ、首尾能く目見申上、其翌正月廿六日、年始の御目見仰せ付させられ、元文五年申年より延享元年子年まで、五ヶ年の間、勝房江府に逗留致すに付、毎年正月廿六日定日にて御目見申上候事。

一、宮様より、元文五年七月九日牧野越中守殿へ龍王院の院家御使として、九右衛門願事

の儀御頼みの御言葉添へさせられ同月二日牧野越中守殿より御頼みの筋御承知の旨御請申し参り候旨、大西淡路守殿より仰せ渡さる。其後公儀へ御願の筋、格別越中守殿御吹舉成下され候段偏へに宮様御餘光故と難有奉存事。

一、寛保元年十一月十八日、九右衛門身分の儀宮様より相模守様へ御頼之添へさせらる御言葉の旨御坊官より相模守様御宿坊へ被進候

護 法 院

万 里 小 路 民 部 卿

以手紙得貴意候然者兼て御存知被成候通大谷九右衛門方より、京都御外戚清水谷前大納言殿へ御心易御出入仕候故彼御方より御頼有之、宮様へも御目見等被仰付候事に御座候此度九右衛門公儀に願之筋相濟國元伯州米子江罷歸候由、就夫の九右衛門儀米子御城主不相替只今迄の通、万事御憐愍の御申付被遣候得者、宮様御悅可被思召候間此等の趣、無落度貴院より御檀家御役人中迄右之趣宜敷御申入可被成候以上

寛保元年十一月十八日

一、同月廿六日右御請として松平相模守様御内蓮花寺五郎八殿、上野へ御登山有之、御請

相濟に付護法院々家より御請書左之通

經松平相模守宮様江御請口上之趣

一、此度大谷九右衛門儀御願被爲遊候趣承知仕畏奉存候。

一、九右衛門御公儀江御願申上候儀も御座候此以後右等の儀相願候得者役人共評議仕可遣之由、此儀は淺田周防より内々にて護法院迄之口上に候

十二月廿六日

護 法 院

延享二年丑四月十二日於鳥府米子御城主御館へ罷出處御切紙を以左通被仰付

大 谷 九 右 衛 門 へ

其方儀上野宮様被爲添御言葉候段被成御承知候其旨相心得可申候

宮様御頼の筋御許容之旨右之通御城主様より御墨付被爲仰付難有則是にて始末行届彌大谷家至後代迄爲規模勝房從元文中至延享二年夏迄端掛九ヶ年間忘寝食願事雖委身心不至時哉本願二ヶ條共に聊故障筋有之及遲滞折柄御呼返御國命難默止一先づ歸國と志す當時從御城主様九右衛門爲家祿被下置候魚鳥問屋座口錢所務至末世迄無異事様如前記勝房

秀方難盡筆紙干時江府に罷下る支度半可憐哉齡盡き寶曆四年仲春卒す誠に當家中興至末代可仰云々

和田九右衛門良清

和田清兵衛永順

大谷玄番勝眞

於米子元祖 大谷九右衛門勝宗

二代同 勝 實

三代同 勝 信

四代同 勝 房

五代同 勝 起

六代同 勝 長

七代同 新九郎勝意

一、魚鳥口錢 平シ六歩與ノ 生魚七步懸り干魚鹽魚宿賣等五步三步懸り定是迄通り

内

一步 御 進 上

三步 大谷に被下

二步 下問屋兩人に但壹歩宛被下

右之通。定被遣候問屋共手前月々帳面入念改て請御運迄并に三步口錢無滯差出可申尤生魚干魚増減に隨ひ平歩高下可有之候得共月々帳面の辻に應し何分右割合を以て相納可申もの也其後勝手向難澁申立口錢一步を加へ都合四歩被仰付

一天保十一年十月十二日

大谷 藤之丞

其方儀家筋之者に付魚鳥座御役所締役被仰付候御時節の儀格別御爲筋相考御勤致し萬端心を付精勤致旨被仰付候

一慶應四年五月

大谷九右衛門

其方儀家柄之者に候處舊冬以來中將様御滯城中悴善右衛門儀魚類御用勤出精致し候に付代々帶刀御免被仰付候儀奉願趣重此儀に付志候得共格別之御評議を以願之通帶刀被成御

免旨被仰出候

大谷九右衛門

一、其方儀兼て御爲筋出精緻し殊に此度當御時節柄を改恐察獻金之儀奉願候趣神妙之至に御満足思召候

依之容易に難相成事に候得共格別之御評議を以御扶持五人被遣候間彌以忠勤可相勵旨被御出候

但扶持五人之内先三人御渡し被遣候事。

## 羽山八百藏

—一進一新教育界の 閱 歴—

羽山八百藏は、嘉永六年十月十七日、鳥取市に於て呱呱の聲を擧げた。父は範一、母は政である。明治九年八月迄生地に在り、九月より米子町大字二十八番地に本籍を移して、其處を終生の居住地と定めた。

資性穎悟、夙に神童の譽があり、文久元年正月より因幡藩立尙徳館に於て經史の句讀を受け、後慶應三年より同館儒員中山拙藏に就て學び、更に明治三年より七年十月まで、因幡藩儒者正牆黨の家塾に入つて國史漢文を修めた。又慶應二年から明治三年迄、因幡藩算術家業岡本程平に就て數學を修めた。

明治六年四月、第五十八番小學校假助教方を拜命し、彼が一生涯を通じて最も長かりし教育者としての生活は、茲に第一步を踏み出されることゝなつた。彼は愈々讀書研讀に努め、

翌七年十二月、鳥取縣小學校教員傳習所に入つて、翌八年二月卒業、逐次教育者としての地歩を確立し、翌九年八月明道小學校に轉じ、十二年九月に至つて、十等訓導を拜命した。

明治十五年十一月、小學高等科教員學力檢定試験を受け、免許狀を下付せられた。是は、後二十年十一月に至つて其有効期限を明治二十五年十一月十九日迄延期せられたものである。翌十六年五月明道小學校四等訓導を拜命し、同兼明道小學校長を拜命し、以て教育者としての確固たる地位を占める事となり、一步一步穩健確實なる歩みをつゞけ、その年十二月に至つて、鳥取縣教育會員に當選した。是は爾后幾回となく再任を繰返したものである。

明治十七年四月鳥取縣師範學校附屬小學校教員講習所に入り、六月卒業した。明治二十一年四月角盤高等小學校長兼訓導拜命、三等俸を支給せられ、廿三年義方小學校長を兼任、翌廿四年八月廿一日兼任を免せられ、同日小學校教員普通免許狀を受領した。

斯うして、彼は一校の經營整備に努め、教育の普及改善を圖ると共に、明治二十年六月、汗入會見郡役所に於て各尋常小學校生徒本學年試験委員を申付られたのを始めとして、各種の試験委員を命ぜられ、明治二十二年八月、教育視察として大阪に出張を命ぜられたのを始

めとして、縣の内外を問はず、到る所、學事視察、教育用務等のために出張を命ぜられ、圖書審査委員其他各種の委員に擧げられ、以て教育界の重鎮として仰がれるに至つたが、明治三十三年四月に至り、西伯郡視學を拜命して、教育者としての位置を去る事となつた。

——偉大なる教育界への功績——

前後二十有八ヶ年、彼が教育界に残した功績は、數限りなくあつた。謹嚴神の如き態度と溫情玉の如き愛撫とは、他教員をして心服せしめ、偉大なる感化を多くの生徒に及ぼしたのみならず、恪勤精勵、克く一校の統一經營を期し、秩序整然たるものがあり、以て常に薫化校の内外に及ぶの狀況に在るのであつた。幾多の表彰狀、認可狀等は、是を如實に物語るものなのである。

明治十一年七月、數年小學教員に従事し、平素勲勵品行正肅生徒教育方行届きたる旨を以て、島根縣より金參圓賞與せられ、同十六年、教育上勤勞不尠趣を以て、文部省より、一等賞として、六國史一部、視箱一個を與へられた。その年十二月、明道校下父兄廿七人より、次の書翰を附して、洋服一具の寄贈を受けた。

我明道校ノ駿々其學歩ヲ進メ其旺盛ヲ極ムルヤ蓋シ奎運ノ進勳ニ屬スト雖モ亦君等ノ眼  
勉其因ヲ爲スニ在リ、特ニ君ノ本校ニ勤務スル八年ノ久シキ奮勵一日ノ如シ君ヤ眞ニ其  
職ヲ全フスト言フヘキナリ余等感激措ク能ハス茲ニ洋服一襲ヲ寄贈シ以テ聊其勞ヲ慰セ  
ントス幸ニ曝背ノ微忠ヲ以テ棄ル所勿レ

明治十六年十二月十四日

米子町茶町 藤谷妙太郎外二十六名

明治十八年一月明道校新築費として、金參圓寄附して、縣知事より賞状を受けたのを始め  
として、其後三回、學校費の中へ金圓を寄附して、或は賞状を受け、或は木盃を下賜せられ  
た。明治二十二年十二月、多年小學教育に盡力の廉により、遂に文部大臣より認可状を受領  
した。其詞令は次の如くである。

鳥取縣會見郡角盤高等小學校校長兼訓導 羽山 八百藏

多年小學教育ニ盡力シ學校ノ管理生徒ノ教養共ニ其宜ヲ得タリ茲ニ其効績ヲ認ム

明治廿二年十二月十七日

文部大臣從二位勳一等子爵 榎本武揚

明治二十四年四月、教育上功績の廉を以て、大日本教育會會章を受領した。其賞状は左の  
如くである。

大日本教育會會章贈與證狀

銀製會章 羽山 八百藏 君

教育上功績アリト認メ審査員ノ審査ヲ經本會總裁大勳位熾仁親王殿下ノ裁可ヲ得テ茲  
ニ銀製ノ會章ヲ贈與シ、其功績ヲ表彰ス

明治二十四年四月廿五日

大日本教育會長從四位勳三等 辻 新次

角盤校を去らんとするに當り、角盤同窓會は金時計一箇を贈つて感謝の意を表した。其文  
面は左の如くである。

羽山先生ハ明治二十年角盤高等小學校創立以來我等ヲ薰陶セラレ、又明治二十三年角盤  
同窓會創設以來同會々長トシテ盡瘁セラル共間先生ノ我等ニ於ケル嚴父ノ如ク慈母ノ如



グ鴻恩山海ノ比ニ非ズ今袂ヲ分ツニ當リ愛慕ノ情禁ムル能ハズ茲ニ謹テ金時計一個ヲ贈  
呈シ聊カ記念ノ意ヲ表ス

明治三十三年七月二十三日

角 盤 同 窓 會

—— 權 威 德 望 の 西 伯 郡 視 學 ——

彼は以上幾多の光榮を残して教育界を去つたのであるが、西伯郡視學としては、明治三十二年四月より明治四十五年四月に至る滿十三ヶ年間の官吏生活に於て、更に恪勤精勵、明折なる頭腦と卓越せる識見とを以つて、克く郡内學校の整理統一を圖り、教育の配置に均衡を得せしめ、指導監督其宜しきを得たので、彼が崇高なる人格と、偉大なる德望と共に、稀に見るの名視學として、郷黨を擧げて其風を慕はざるなき有様となるに至つた。

明治三十九年四月一日、明治三十七八年事件の功に依り、賞勳局總裁從二位勳一等子爵大給恒の名を以て、金百圓を下賜せられ、翌四十年七月五日、日露戦局に際し、盡力の廉を以て、愛國婦人會より記念銅牌を贈與せられた。その年十二月廿二日、多年視學の職に在り勤

勞勩からずとして、金百圓を給與せられた。

明治四十三年十二月二十六日勳八等に叙し、瑞寶章を授けられ、四十五年三月三十一日三給俸を給せられた。

斯くして、彼が聲望は愈々郡の内外に洽く、益々前途に期待せられるものがあつたのであるが、不幸にも、天は多くの壽を假さず、明治四十五年四月十四日、病魔の冒す處となつて一朝の露の如くに長逝した。其病重きに當り、特旨を以て、從七位に叙せられ、以て彼が最後の光榮は飾られる事となつた。縣は是に給與金を與へ、米子町は百五十圓の弔祭料を贈り郷黨悉く其死を惜しまぬはなかつた。遺骸は西念寺に埋葬せられ、盛なる葬儀が営まれた。今に至るも猶彼が門生知己等其墓前に參拜して、香華を供へ、其徳を追慕してやまぬのである。

## 後藤權六

—開墾事業成功、桑樹栽培—

養蠶業の開發—

後藤權六は、嘉永二年十二月七日、西伯郡彦名村、後藤牧三郎の三男に生れた。資性英敏果決にして、其見る所衆人に超越し、國家の隆替は一に物力の豊凶に在りとの信念を持してゐた。

彼の家ではその祖先たる治郎左衛門の時から只管土地開墾の事に従事し、埋立田畑を開發し後藤村が稍一村をなすに至つたので鳥取藩廳から天保十年、一村開基神妙奇特の事として十人扶持を遣はされ、文久元年同じ意味によつて、名字帯刀御免となつてゐたものであつた彼は此祖先の志を繼いで、開墾事業に従事し、明治十四年漸くその事業が完成したので、村民をして桑樹を栽植せしめ、率先して試験的に、養蠶業を經營し、熱心精勵専ら其の研究と

實施とに全力を注いで來たが不幸にも次々と失敗を重ねて、財産をも傾倒せんとするの境遇に立至つた。是が爲に、彼は村民誹謗の的となつて、信用は地を拂ひ徳望は煙の如く消え去つた。さうして冷笑と嘲罵とは雨の如く彼の頭上に浴せかけられ、世を惑はす宣傳者として異端者かの如き排撃を受けんとするに至つたのである。しかし、不屈不撓、鐵石の如き意志を有する彼にとつては、是がよい刺撃となつて、益々研究改善をつゞけ、遂に今日に於けるが如き成功を見るに至らしめた。全く弓濱部養蠶業が隆々として發展し今日の如き盛況を見るに至つた原因として、大いに彼が功績を數ふべきであらねばならない。斯業の木鐸と稱するも、敢て過言にはあらざるものなのである。



## 後藤文哉

——醫學の旁ら寺小屋教育

小學校教育と夜學、教育界三十九ヶ年——

後藤文哉は、天保十三年十二月廿日、西伯郡東福原村高橋正平の二男に生れた。資性英邁學を好み、才また俊秀であつて、文學德行を修め、博學多識悉く古書を讀破した。少壯にして父の志を繼いで刀圭界に入り、京都荒木正一の門に入つて、漢學及醫學を修め、數年間研讀を積んで歸郷し、安政六年、後藤村(今の彦名村、合併前の名)に入籍して醫術を開業した。一方彼は文久元年から寺小屋を開き、多くの子弟に學問を授けること二十年間に及んだが、明治五年小學校令が發布せられるに至つて訓導として教鞭を執るかたはら夜學を起して補習黨陶に當つた。さうして正に三十九ヶ年の長きに渡り十年一日の如く溫情を以て子弟を教育し、諄々として導き倦む處がなかつた。この間其門下から輩出するもの六百名の多きに

上り、明治二十四年、門人其他有志が相謀つて、彼が功績を永久に残さんがため記念碑を建設した。

其碑文は次の如くである。

嗚呼我師後藤先生德溢於一郷功被衆人維新之初先生首起夜學集子弟以講學焉實明治四年也爾來經星霜既二十年未嘗一夕廢之吾鄉人之得夙知學者先生與有力焉既而及小學之制立乃從事於後藤小學校出則導兒童入則訓子弟其功績益顯烏取縣米子傳習校嘗嘉先生之精勤於夜學惠以書籍若干蓋以先生用意於夜學之篤子弟因勸學修德而郷有善俗也昔者藤樹中江先生專以德行率子弟教以德義遂移風化俗近江聖人之稱今尙不衰後藤先生之於吾郷殆其庶幾年先生性溫厚其誨子弟也諄々焉無下至子弟亦欣慕樂就之先生之居對盤山雪色映窓庭樹鬱蔚晨夕子弟叩門啣喁之聲常不絕先生亦善美術左彫刻講學之餘弄刀刻物以消其憂亦可以見其風項者門生相謀建碑於我郷鹿藏謹記其功德於碑陰以傳不朽云先生名文哉号云々

明治廿四年辛卯七月上院

## 高場保藏

——無二の勤儉力行家  
——村長その他となりて自治功勞——

高場保藏は、嘉永三年正月廿日、會見郡河崎村平民矢倉平十郎の二男に生れた。資性沈毅寡言實行、言論囂々するを好まず、唯克己力行一に終局に達するを尊ぶの風があつた。幼時から少年時代に於て已に勤儉貯蓄を以て處生の方針となし、青年時代には一頭角を抜んずる處があつたが明治七年同郡彦名村高場文八郎の養子として入籍した。彼が家政を執るに至つて、親戚友人中家産を蕩盡せるものが數名あつて、是等のために彼も尠からぬ損出を蒙らしめられ、續々として代償義務を強要せられ、遂に耕作地をも賣却するに至つたので、彼は緊禪一番内政緊肅大節儉を行ふこと五ヶ年、更に家産傾倒の回復を圖るため拮据精勵二十有五ヶ年、漸く以前に倍する資財を積むことが出来た。以來富裕を以て安逸に流るゝなく、足る

を以て華奢に陥らず、自ら鋤鋤を執つて奴婢を督勵して倦む處がなかつた。蓋し稀有の典型的勤勞者と謂ふべきであらう。

一方外に在つては、數期に涉つて村會議員、學務委員となり、更に衆望を負ふて村長となること八ヶ年、銳意村治の改善刷新に努力し、心血を一村の興隆に注ぐの有様であつたので村民悉く氏の誠實に感激して、郡内有數の難治と稱せられてゐた同村も、次第に改革せらるゝ處となり、積年の弊たる滯納の風を一掃し、村是を確立し、基本財産を造成し、其他教育に、産業に力を盡したる事例枚擧に暇あらず、御眞影奉安所一棟を寄附し、教育の普及發達に盡した廉を以て知事より表彰せらるゝに至つた。彼は更に風紀の改善、農事の改良、報徳社の設立、信用組合の創設等幾多の功績を止めて退くことゝなつた。

# 遠藤正彦

——和歌俳句その他の藝術家——

遠藤正彦は、文化九年一月西伯郡彦名村に生れた。性文藻を好んで官仕を喜ばず、壯年の時地方締役(郡吏職名)を勤務したが、僅か七八年にして辞して了つた。人と爲り細心大度、人に接して城壁を設けず、一交皆其風貌に服して十年の知己たるを感じぬ者は無かつたといふ。物を學ぶに當つては、其蘊奥を叩かねば已まず、其核心に觸るゝ迄は何處迄も邁進するの風があつたので、詩、俳句、書、茶道、插花、盆石、蹴鞠、圍碁、謡曲等、悉く人の師たるべき一家の技能を修得してゐた。就中俳句和歌には最も長じ、其作たるや千變萬化、觀る者をして其言詞巧麗神韻漂渺、眞理に徹したる藝術の妙味に驚かしめるのである。之に次いで茶道插花の妙技に達し、書は家藏懷素の法帖を學び、日常花に至る迄之を愛して、一刻も机上より放さなかつた。閑日居、又は餘園と號し、雅名を倣鶯と云ひ後効我と改めた。

斯道の一大家として後人に崇拜せられる所以である。



## 安田七藏

——稀なる刻苦精勵家、篤農

奇特なる孝養のため藩公より表彰——

安田七藏は、文久元年四月五日、崎津村大字霞津に生れ、明治四十二年一月七日、九十二才の高齡を以て歿した。字を重兵衛と言ひ、文久の末七藏と改めた。父は七兵衛、母はいくと言ふ。

彼は天性醇朴にして事に當つて熱心、強健なる体軀を持して、毎日早天に起床し、死に至る迄是を廢しなかつたといふ。天保十一年十一月、妻ともを迎へて、二男二女を擧げた。彼は平生兩親に對してなかく深い孝養を盡し、その仕へ方が非常に懇ろであつたが、安政二年十二月、父七兵衛が八十二才の高齡を以て歿してからは、克く一家をおさめ、一人の母に仕へて益々手厚く盡し、少しも厭ふ處が無かつた。

安政年中小頭に擧げられ、在役十二年、恪勤精勵特に一頭地を抜いてゐたので、文久三年三月因幡藩から其善行を表彰せられた。詳細に就ては左に摘録した賞狀の内容によつて明示せられてゐるのである。

彼は刻苦精勵を以て唯一の人生觀となし齡九十を超えてからも家人がいくら安樂な餘生を送らせようとしても聞かず、孜々として家事を營むのであつた。その精力の偉大さには、郷黨等しく驚異の眼を注ぐ處であつた。

七藏一家は父祖の代を通じて皆温厚篤實家事に精勵し、さうして悉く長壽を保つてゐた。孫久馬藏も、父祖に對する教養を盡すことが、少しも劣る處は無かつたが、殊に農業蠶業に熱心で、斯道の木鐸と稱せられるに至つた（昭和三年聖上御即位の大禮に際し、大嘗祭獻穀者の一人として、粟を奉獻するの光榮を荷ふた）是等皆、七藏の美風に薰染したものと謂ふべきであらう。

明治四十年五月、大正天皇が東宮として山陰に行啓あらせられた時、七藏は自作の煙草入と白木綿とを献上して御嘉納の光榮を得た。

因幡藩下賜の賞状

口會見郡葭津村 小頭 重兵衛

其方儀七十八歳ニ相成候母其身夫婦子供四人都合七人家内御高一石六斗餘所持受作共田畑八段斗開作致シ農業一遍ニテ追々稼出し候者有之兼テ母ノ申事ヲ不背女房子供等エモ母ヲ大切ニ致シ候様申シ諭シ自身ハ益々母エ禮儀ヲ盡シ朝暮時候ノ挨拶致シ他エ出デ候節ハ懇ナル言葉ヲ遣ヒ歸レバ世上嘶ヲ申聞カセ夏ハ涼シキ場所ヲ設ケ暑サヲ爲凌冬ハ寢所ヲ温メ深更ニ及ビ二度三度起キ母ノ傍エ行キ寒暖ヲ伺ヒ夜具ノ前後ヲ押ヘ懇ニ心ヲ付他家へ参リ候キハ土産物持歸リ或ハ魚類等買求候得者第一母エ相進メ餘リアルキハ子供等エ少々分ケ遣シ候事故子供ニ至ル迄珍シキ物ハ祖母エ相進メ候モノト心得居申家内一同風儀宜シク睦敷相暮シ大聲杯致シ候儀無之母ハ未ダ達者ニテ留守番飯炊位ハ致シ候得共必ラズ子供ヲ付添ヘ殘シ置キ諸事心ヲ配リ右等老母並ニ幼年ノ子供多ク有之候得共大數ノ田地他力ヲ不頼年々手廻シ能ク開作精出シ其上近年小頭役相勤メ候處右等ノ家内ニテ手足リノモノ無之候得共格別ニ精勤致シ御年貢御取立始メ萬事期日ニ至リ嚴重皆相濟致シ組内へモ一番ニ御上

ヲ大切ニ可致次第二番ニ親孝行ノ事三番ニ農業出精可致段兼々申諭シ候故組内ノ者ニ至ルマテ法外ノ儀聊カモ不致何レモ重兵衛エ一和致シ一統身持宜シク村方ノ者ニ至ル迄其方儀ヲ羨ミ候程ノ儀ニ有之右等孝行奇持ナル者ノ段大庄屋ヨリ申達シ候ニ付爲御褒美米四斗銀一枚被遺候

文久三年三月



## 門脇重綾

### 刻苦勉學の青少年時代

門脇重綾は渡村に生れ、始め重禮といつた。父は采女、諱は重郷、母は川上氏で、代々村の祠官であつて、その祖先は參議平教盛から出たものであると云ふ。重綾は、不幸にも十三才にして父を失つたので、自ら學を修めて家を興すべく決心して、木島仙岳の門に學を受けることゝなつたが、彼が餘りに熱心にして、晝夜勉學刻苦の度を越え遂に精神に異常を來すかと心配される迄に至つた。母が非常には是を心配して、強く戒める處があつたので、彼は晝の間はその命令に従つて讀書をやめたが、深夜母が寢に就てから、ひそかに燈をかゝけて勉強をつゞけた。さうして十六歳になつて、始めて祝詞を作つた。伯父の輅衛が、是を讀んで驚き母と相謀つて再び學問を許可した。其から後は日夜思ふ儘研讀をつゞけることが出來たので彼は等身の高さに至る迄書記集傳を編纂したりした。さうしてあらゆる小説院本等讀ま

ざるものは無い位であつた。

嘉永四年、京都に出て、官途に就くべく運動したが其間に於て、紀州の加納諸平に學んだりしたので國學大いに進み、又當時の歌學者とは悉く交際をなし、二十七八歳の頃に至つて名和氏記事を著述した。文久三年藩公が彼を召し出して、尙徳館の教授となし、俸五十口十兩を給ふことゝなり、士籍に列せしめられた。時に年三十七才である。是から大いに國事に奔走する機會が與へられたのである。

### 大橋越後の救助

維新のはじめ西園寺公望侯が山陰道鎮撫使となつて京都から山陰道を巡られる時附屬を命ぜられて、沖丹藏と共に出雲藩に來た、出雲藩は其時とがむることがあつて重綾は沖と共に談判の任に當つた。その時雲藩の家老大橋越後一死以て罪を謝することゝなり、重綾その檢死の役を仰せ付けられた。その日越後は、從容として、更に後るゝ處無く、決然として刀をその腹に當てようとした。間一髪、突如重綾は『暫く待て』と言つて是を止めた。環視の面々は大きい驚き、一休何事が起つたのかと怪んで一齊に彼に眼を注いだ。彼は靜かに鎮撫使に



向つて

『大橋氏は名門であります、既に藩の恭順は立派に認められる處となつたのでありますから、此際特に其罪を許して而して大いに朝廷に忠勤を致させたなら如何でありませうか』と進言した。辞色慨然赤誠を面に現して述べたので、鎮撫使公望侯も、非常に感激せられて遂に是を容れ、越後の死を許される事となつた。越後は衷心より重綾を感謝するの餘り、毎朝東の方渡村に向つて、禮拜をなし、何時迄も記憶を新たにしていふ事である。

### 大嘗會主基屏風の歌

明治の始め、重綾は徴せられて、内國事務兼判事に擧げられ、次で辨事に轉じ、從五位に叙せられた。二年五月彈正大忠に遷り、三年五月、神祇官大祐に轉じ、更に四年五月神祇假少輔となつた。その頃朝廷は皇譜を修め制度を定められ、重綾は是に參劃して革正する處が多かつた。八月少輔に進み、此月神祇官を廢して神祇省と改められたので、神祇少輔に任ぜられた。

此年明治天皇即位の大嘗會を行はれる事となつたので、五月大嘗會御用掛に命せられ、大

嘗會主基屏風に歌を奉つてゐる、その歌は

岩間行水のみどりも長狭川いさよふせ々の末深むらん

十一月大輔福羽美靜と共に、大嘗會の事を掌り、御用盡瘁の廉を以て、金二万疋、羽二重二疋を賜はつた。十二月に至り正五位に陞り、二十五日孝明天皇御陵參向勅使を仰付られた。明治五年正月、山城攝津出雲伊勢官幣諸社祠奠の事を改正のため出張を命ぜられ、三月事を済して歸り復命した。丁度其時神祇省を廢せられて教部省を置く事となり、四等出仕に補せられ次で大丞に任ぜられた。

### 惜しき早世とその後

明治五年八月三日、東京番町本邸に於て病歿した。年四十七才、青山長者ヶ原に葬ることゝなつた。特旨を以て弔祭金五百圓を賜はつた。

重綾には二男二女があつた。長子重興は夭折し、次子重雄が後を嗣ぐ事となつた。その著述に關はる名和氏記事二卷と蠅園集一卷とは上梓し、晩年垂統大義を修し、未だ脱稿せぬ間に於て歿したのであつた。

聲色千金の勤王論

重綾は狀貌雄俊、風彩は質素ではあるが、高貴で言笑寡黙、容易に口を開かなかつたが、事に臨んでは敢言更におそれざるの風があつた。文久元年江戸に至り、翌年京都に入り藩主に朝見を奨めた。その頃は天下の物情沸騰して、國を擧げて歸趨さだかならぬ有様であつたが某藩士某なるものが、一日、列藩士の多數を京都聖護院に會同せしめ、盛に幕府の舊徳を稱し、連署して朝廷に奏請し、一橋氏の大職を速かならしめんことを協議しようとした。一座の人々は、皆默然として、何事も言ふ者が無かつたが、重綾は決然として進み起つて

『今や國を擧げて尊王の大義を闡明せんとし王權收復の機は今日にあるのである。然るに君は何故斯の如き本末を辨へざるの言を喋々として吐くのであるか……』

と言つた。聲色共に千金の重みがあり、満座勿ちにして色を失つた。彼は更に宮原積を顧みて

『宜く東山に向つて一醉を訪ふべきだ』

と言つて一禮して去つた。是より彼の名聲が一時に喧傳せられることゝなつた。

その交友と死後の光榮

彼はさうして、神祇官にあつて、一に神明を尊崇し、外敵を防ぐを以て任じてゐた。在野の交友志士としては、宮原積、福羽美靜、景山龍造、松田道之、足立正聲、飯田年平、土肥謙藏、沖丹藏等がある。在官中は、岩倉、大久保二公、廣澤參議、木戸、海江田の諸氏に親近した。是等諸公往復の書簡數卷をその家に傳へてゐる。

大正八年十一月十五日、從四位陸階の天恩を拜した。同月遺墨「新らた代の卷」が天覽の光榮に浴した。

右官中に提出した建言書は左記の如く多數に渡つてゐる以て彼の識見の一端を知るべきである。

在官中の建言書

- 一 請廢舊制百官一定官爵事。
- 一 請賜各藩在職陪臣爵位又定三等士列準爵之格事。
- 一 長官次官判官主典四等之職分嚴重區別ノ事ノ訓達。

- 一 請糺軍務官事。
- 一 請較會計省冗費事。
- 一 民部省大藏省ヲ合併セシ弊ヲ陳ヘテ兩省復舊ヲ望ム事。
- 一 京都ニ御還幸ヲ望ム上書。
- 一 請收民籍驅遊民事。
- 一 請定規則嚴法律事。
- 一 浮浪草莽之徒治乱ノ機ヲ窺ヒ候ニ付政治ノ嚴重周到ナルコトヲ望ム。
- 一 薩藩横山正太郎建白書ヲ集議院ニ差出シ屠復ス速ニ其建白ヲ採用シ靈魂ヲ慰シ且天下ノ正氣ヲ獎メ度旨建言。
- 一 水戸光圀大日本史ノ体裁ヲ神代ノ皇統ヲ本紀ニ掲ケヌ十二志ニ編入セルハ國體ニ關スルヲ以テ本官訂正セント欲ス、宜ク水戸ニ命シテ稿本ヲ進上セシメラレシコトヲ望ム。
- 一 祭政一致ノ義御垂問ニ付言上。
- 一 祭政一致ノ舊儀ニ復セラレシモ名實難相貫位置太政官ノ上ニ在リテ其制ヲ受クル所ハ諸省

- ニ同シ是名實相反スルニ付古儀ニ則ラレ度旨ノ件。
- 一 内侍所祭政一致ノ本根名義御休認ノ件。
- 一 神祇復古之大旨ニ付言上。
- 一 祭政一致御趣意名實合休神州ノ本根確定候様廟議ヲ望ムノ建言。
- 一 神祇省ノ儀典御達。
- 一 畏所ノ事。(腎所)
- 二 神官勅使發遣ノ事。
- 三 畏所御用一切神祇官へ被任事。
- 四 諸祭典一切於政府行之祭政一致顯然スヘク大小奉幣勅使等祭典向取扱一切神祇官ニ引受ノ事。
- 五 宣敎使耶徒説諭ノ手配實効ヲ試ミ敎道ノ大本政敎一致ノ規模相立ル事。
- 六 府藩縣ノ神社崇敬ハ知事以下參向并祈年月並二季祓神嘗祭政廳ニ於テ執行スルコト。
- 七 郷區ノ産土神祭典ハ社司任職ノ際地方官ヨリ申達スルコト。

- 一 宣教使ノ件ハ政府ニ属スル事。
  - 一 皇太神太廟壯麗ニ結構報本反始ノ御處分有之度事。
  - 一 本官職務ノ件々ト祭典事務ト區別ノ件。
  - 一 神官太麻ヲ頒布スルコト。
  - 一 東京毎區ヘ神官遙拜所ヲ設クル事。
  - 一 門徒ヲ宣教ニ輪役スルコト。
  - 一 長崎ヘ華族一人差下シ宣教ノ事。
- 以上



## 渡邊竹處

——醫學の傍ら子弟の教育  
有數なる漢詩人——

渡邊恭平は、天保十三年、西伯郡渡村に生れた。諱は果、竹園と号し、後竹處と改めた。家は十二代も以前より繼續して醫者を業としてゐたので、彼は先天的に學者としての天分を有してゐた。幼にして穎敏。夙に學に志し、専ら醫術を研讀して斯界に其名を揚げる事となつた。さうして彼は業間を利用し、屢々詩人墨客を招聘して、文人畫を畫いたり、和歌俳諧を作つたりするのであつたが、その上達の速かなのは、師弟共に驚嘆せぬは無かつたと云ふ。殊に詩文は最も長ずる所であつて、着想、詩句皆人の意表に出で、凡人の作詩と其選を異にしてゐた。現在の嗣子秋濤渡邊忠男氏の作詩は、克く其觀を同じくしてゐる。

一方彼はそれ等の傍ら子弟を教育し、經義を論し、道德を教へたので、遠近より教を乞ふ

て集るものが多かつた。

彼が碑は、もと渡村大祥寺の境内に有つたのであるが、児童教育に資すべしとの議から、渡小學校庭前に遷された。其碑文は正五位鳴鶴日下部東作題、南岳藤原恒の撰である。原文は漢文で記されてあるのであるが、茲に是を假名交り文に改めて左に記載し、傳記を省略してその代りに充てようと思ふのである。

竹處 渡邊 先生之 碣

余君ト相識ルヤ、共ニ未タ弱冠ナラズシテ、襟懷相得テ其氣宇ニ感ズ。其言ニ曰ク、吾家、醫ヲ業トスルコト十有一世ニシテ文學ハ本也。本未ダ成ラザレバ則チ敢テ從ハズ、然リト雖モ人共ノ職ノ爲メニ死スルハ分也。吾必ズ大ニ力ヲ吾術ニ致シテ而ル後己ムト。蓋シ人トナリ穎敏、能ク師ヲ四方ニ求ム、因ニ在リテハ正垣氏。京師ニ在リテハ牧氏。宮原氏。勢ニ在リテハ土井氏ニ從ヒ。阪ニ在リテハ先君子ニ從フト云フ。既ニ歸リテ醫ヲ備ノ難波氏ニ學ブ又夙ニ西洋醫術ノ尙ブ可キヲ知り、黽勉學習ス。烏取藩醫學寮ヲ置クヤ、君ヲ以テ少教正トナシ、教官ニ任ズ、尋デ父ノ病ヲ以テ辭シ歸ル。又大學東校、海軍病院ニ遊ビ其術ヲ究ム。

島根縣衛生會ノ開カル、ヤ、因伯雲石隱五州ヲシテ醫ノ師五員ヲ選拔セシム。君ハ其ノ一ナリ。上書シテ陳ル所アリ、又、漢洋二派ノ凌轢ヲ憂ヘ、乃チ相益會協同會ヲ鞫ム、會スル者七十余名將ニ張ツテ之ヲ大ニセントス。

明治十九年一月病ヲ強テ米子ノ會ニ赴ク、歸シテ則チ困臥シ遂ニ起タズ。實ニ月ノ十有九日ナリ。享年四十四。遠近痛惜ヌ。嗚呼有爲ノ才ヲ抱テ志ヲ齎ランシ以テ歿ス。其ノ憾ヤ知ル可キナリ。而シテ伯州洋法ハ君嚆矢タリ。澤未ダ一邦ニ及バズ。邦人ノ不幸亦大ナリ。

諱ハ果。恭平ト稱ス、渡邊ハ其姓ナリ。竹園ト号ス、後竹處ト改ム。伯州會見郡渡村ノ人ニシテ、父ハ元昌ト曰フ、元昌ノ季父良達、嗣ヲ生田氏ニ出シ、二子有リ、伯ハ良仲ト曰ヒ、季ハ則チ君ナリ。元昌子無シ、君ヲ養フテ嗣ト爲シ配スルニ其ノ女ヲ以テス。八兒ヲ學グ男忠男年方ニ十六、東京ニ學ブ。二女幼シ、余ハ皆天ス、而シテ元昌堂ニ在リ、君ハ實ニ未ダ死ス可カラザルナリ。何ゾ其ノ踐言ノ速カナルヤ。業方ニ盛ニ行ハレ、且ツ謹厚人ニ接ス、人皆推敬ス、兼ヌルニ歌ト書ト諧ヲ善クス。尤モ詩文ニ長ズ、嘗テ梧蕉ヲ裁エ、齋ニ運ラシ梧蕉軒ノ記ヲ作り寄セシ言ヘル有リ、曰ク、余ハ一寒生ナリ、脈熱ハタゞ盛夏ノミナラズ

毀譽得喪内ニ熱シ、權門勢家外ヲ焦ス、是我が大ニ厭フ所ナリ。味有ルカナ、其言ヤ。之郷人門生之惜ム固ヨリ宜ナリ。忠男喪ニ奔リ之ヲ先塋ニ葬リ東ニ去ル。元昌曰ク、吾兒子有リ是ニ於テ門人謀テ禍ヲ建テ狀ヲ寄セ、余ノ銘ヲ乞フ。交誼ノ在ル所、余辞ス可カラズ乃チ銘ニ曰ク、

天年ヲ賜ハザルカ。郷人信孚令名何ゾソレ其ノ志ヲ竭シ其ノ未ダ了ハラザルアラシヤ。嫡子英邁必ズ其レ繼テ述ブル有ラン。



## 松本兵吉

彼は駿河の國で珍らしい麥を發見した。

松本兵吉は、天保八年二月七日、西伯郡渡村字下大澤に孤々の聲を擧げた。家は渡村屈指の農業者で、父は勤勞家として近隣に聞え高かつたものである。彼は此の家に人となつて、よく父に仕へ、拮据黽勉大いに農事に精勵し、家運の興隆を圖ると共に、村公共の事に努力し推されて各種の世話役となり大いに盡瘁する處があつた。

さうした時に當つて彼の弟が江戸に於て病歿する處となつた。悲報に接した彼は、急遽其遺骸を受取るべく出發したのであつたが、其歸路、駿河國に於てふと珍らしい麥を見つけたのである。農事に熱心な彼は、心中非常に喜び、且頻りに研究的好奇心に驅られたので、試みに其穂三本を持ち歸つて栽培して見た結果、味が脆くて一般の嗜好に適したものではなかつたが葦が剛く、出來が堅くて、脱穀が容易なので勞力を省くことが多いといふことが分つ

た。其處で彼は、成功を確信して自ら其勞を慰めつゝ、銳意品質の改善に努め、一年、又一年と選種を續けた處、漸くにして風土に馴致することを得て、良品種を完成することが出来た。

#### 改良したその麥は優良品種として

#### 弓濱麥作を席卷した。

由來その當時に於て一般に栽培せられた麥は晚稞といがむぎ(有皮種)とであつて、莖が弱く、脱穀がなかく、容易でなかつたのである。然るに此新栽培種は、よく多收に堪え、勞力を要すること少く、味の佳良なること、在來種の到底及ばない處のものを持つて來たので、彼は愈々自信を得て、この種子を近隣に分ち、熱心に奨励し、大童となつて宣傳した。

そのために附近の村民達は、我も我もと争ふてその種子を求め來ることとなり幾何もなくして四方に傳播し、遂に弓濱麥作の大部分を占める迄に至つた。

さうして、誰が提唱したともなく、本種を覺兵衛麥或は大鼓麥と稱する様になつた。覺兵衛麥とは、兵吉の俗稱を附けたものであり、大鼓麥とは、その程が堅く多肥栽培に堪え、分

架多く出來榮の良好なことを表示せんとしたものである。

熱心にして敬虔なる彼は、以上の成功に満足せず更に銳意努力、益々麥作改良に研究の歩を進めるのであつたが、天はこの篤農家に壽を假さず明治二十一年四月六日、彼は五十二歳の壯齡を以て病のために長逝した。

#### 光榮の大澤麥は縣の内外に奨励

#### せられ彼の功績は輝いた。

歐州大戦亂が勃發して、食糧の自給が天下に叫ばれるに及び本縣に於ても是に應じて米麥の改良に大馬力をかける事となつた時、覺兵衛麥は優良品種に選定せられる事となり、茲にその名も大澤麥と改稱して、奨励せられるの光榮に浴するに至つた。

彼や資性明敏、進取の氣象に富み、率先して事に當り、よく人を服せしめた。同部落の人達が、今猶人情樸直にして農業に精勵し、常に他部落の模範となつてゐるのは、全く彼が遺風の賜によるものであると言はれてゐる。

明治二十三年一月、渡村實業會は、その功績を追頌し資金を募つて、記念碑を渡村字下大

澤に建設して永遠に記念する事となつた。その碑は後に至つて、渡小學校の前庭に移され、  
兒童教育の一資料とされてゐる。



## 濱田治郎吉

弓濱棉作の死滅期が來た

濱田次郎吉は、文政七年九月二十九日、渡村宇森岡に生れ幼名を治左衛門と呼んだ。始め家庭は、赤貧洗ふが如き有様であつたので、僅かの小作によつて生計を營み、傍ら餘力を以て木挽をなし、只管家運の隆昌に精進した。さうして刻苦數年努力の結晶として、五反餘の地を得たので、更に銳意邁進をつゞけ、當時その栽培殷盛なりし棉作を主業として農耕に全精力を傾倒する事となつた。

丁度其頃、毎年雨風の災厄に見舞はれて綿作は幼苗の發育を害ひ、凶作打ちつゞく事三ヶ年に及んだので、遂に種子さえも稀となるに至つてゐた。ために、棉作を主業とする弓濱地方一帶の農民は、棉作の將來を案じて或は離村し、或は他に業を轉じ、少しも其堵に安んぜずして農家の困憊名狀すべからざるの有様となり、前途暗澹として、何とか打開の方策を講



じなくては、遂に死滅の状態に至るのではないかと案ぜしめる程であつた。

彼は一本の異品種を發見した。

さうした中に、明治三年の秋が來た。ある日彼が熱心に棉作の手入を行つてみると、偶然にも種類の違つた株を數本發見したので、試みにその株毎に目標を附けて置いて、特別に注意して栽培して行つた處が、成長して見ると、莖が赤く柄が短く、葉が小さく、且皮が厚くて風雨に對して強い抵抗力を有する一品種であつた。

彼は大いに喜んで、更に翌年試作をして見ると、よく風雨の厄を免れ一齊に美しく開繭してしかも收量に於て一、二割の増收を見たのである。

彼が選種栽培の努力は遂に

盛岡棉の創始となつた

其處で彼は、益々力を得て、選種に施肥栽培に一層の努力を拂ひ鋭意改良を圖つたため、その棉畑は近隣の棉畑に比較し嶄然として優秀なる成績を示して來たので、見る者をして争

ふて、其種子を求めしむるに至つた。

由來棉種子は製油原料として安價に販賣せられて來たのであるが、この新品种は種子用としても高價に購はれる事となつたので、益々其普及を促進せしめ、數年を出でない間に、地方棉作の大部分を占むるに至り。棉花再興の嚆を報ずるの機運に達した。暗黒より光明へ進出し得たる地方農民の喜びは如何ばかりであつたのであらう。世に有名なる森岡棉は、斯くの如き努力の歴史を以て創始せられたのである。

爾來森岡棉は、次第に他郡より他縣へと及んで行き、産額も急激なる増加を示して、京阪地方其他へ輸送せられるもの年と共に多きを加へ、縣下唯一の重要輸出品となるに至つた。

篤農家の光榮、綠綬褒章

彼は資性樸直にして、忍耐の氣象に富み、以上棉作の研究の外普通農事に就ても頗る豊富な經驗を有してゐたので、聘せられて農耕の術を講ずる事も屢々であつたが、その態度、その風貌はさながら老農そのものであることを感ぜしめるものだつた。

明治二十三年十二月、地方民は相圖つて彼が棉作を始め農事の改良に就て盡瘁した功績を

永久に記念すべく、弓濱十二ヶ町村一致して、碑を森岡に建てた（現在渡小學校の前庭に移してゐる）以て如何に彼の信望が高まつてゐたかを知るべきである。更に明治二十五年七月六十九號の綠綬褒章を賜はつた。

勤勉なる彼は老後に於ても、猶家業に勵み、一町餘の田地を有する自作農として富裕な餘生を送つたのであるが、明治三十五年二月、七十九才の老齡を以て黄泉の客となつた。



## 門 脇 重 雄

### その生ひ立ち

門脇重雄は、嘉永五年二月廿八日伯耆國會見郡渡村門脇重綾の第二子として生れた。母は石塚多計子であり、幼名を顯二郎と稱した。資性穎悟、よく父に似て夙に聰明の聞えがあり、文久三年三月、歳十一才にして、父重綾に伴はれ、鳥取藩尙徳館に入つて、文武の教養を受けた。同年鳥取藩士籍に入り、生家は兄倭文雄が祠官を襲いだ。

明治五年三月、東京英和學校に入學したけれども、その年父重綾が歿したので、中途にて廢するのやむなきに至り母と共に十一月渡村へ歸つて來た。以來自宅に於ても、研讀怠らず大いに修學する處があつたので、自ら一家の識見を備え得るに至つた。

### 政治方面への進出

明治十五年四月、鳥取縣會議員第一回到當選した。光輝燦爛たりし彼の公的生活は此處に

始まつたのである。さうして明治十八年六月鳥取縣會議員第二回に當選して副議長となり更に明治二十二年二月同第三回に當選して議長となり明治廿四年八月より前後三回衆議院議員に當選して自由黨評議員となり、政友會協議員となり、以て政治方面へ不斷の雄飛と活躍とがつけられて行つた。

### 實業家としての經倫

而して彼の眞面目は實業家たるに在り、明治二十一年汗入會見兩郡所得稅調査委員に當選したのを始めとして、鳥取縣勸業諮問會員、米子米綿取引所理事長、米子銀行監査役、鳥取縣農工銀行取締役、山陰電氣株式會社取締役、鳥取縣農工銀行頭取等となつて、大いに經倫を行ふ所があつた。農工銀行法勸業銀行法正解全一卷を著述して博文館より發行せしめたものなど、如何に深き蘊蓄を有してゐたかを想像するに足る一例なのである。猶彼は明治二十二年中濱村宇麥垣海面埋立を起業し、十町七反十二歩の土地を得て、門脇灘と命名し、地方産業に貢獻する處多大なるものがあつた。

### その晩年

大正五年七月農工銀行頭取を退職して歸り同八年三月、衆望を負ふて、再び渡村長に當選し、老體猶村治のため精進する處あらんとしたが、同十年十二月十五日享年六十九才を以て病歿した。

左にその履歷を詳細に掲げて、傳記の補助とするものである。

明治十五年四月鳥取縣會議員第一回當選ス。

同十六年十月汗入會見兩郡學務委員幹事トナル。

明治十七年二月汗入會見兩郡町村聯合會議長ニ當選ス。

同十八年六月鳥取縣會議員第二回當選ス。

同年同月上副議長就任。

同十九年三月伯耆鐵道會山陽交渉委員推選サル。

同廿一年十一月汗入會見兩郡所得稅調査委員當選。

同年三月汗入會見兩郡桑柘勸殖事業總代人當選。

同年七月鳥取縣勸業諮問會員任命。

- 同廿二年二月鳥取縣會議員第三回當選。
- 同年三月全上議長當選。
- 明治二十二年中濱村字麥垣海面埋立起業、拾町七反十二步門脇灘ト命名ス。
- 同年同月鳥取縣教育會委員當選。
- 同廿三年三月全國地價修正委員當選。
- 同廿四年八月衆議院議員第一回當選。
- 明治廿五年十月株式會社米子米棉取引所理事長就任。
- 同廿六年三月米子銀行監查役就任。
- 同廿七年九月衆議院議員第二回當選。
- 同廿九年日清戰捷ノシメ御絨章三組銀盃下賜。
- 同三十年五月鳥取縣農工銀行創立委員長任命。
- 同卅一年一月鳥取縣農工銀行取締役第一回當選。
- 同年農工銀行法勸業銀行法正解全一冊ヲ著述博文館ニ發行セシム。

- 同年八月衆議院議員第三回當選。
- 同年十一月自由黨評議員トナル。
- 同卅二年八月渡村長當選。
- 同卅四年六月聖上皇后兩陛下御眞影ヲ奉戴ス。
- 同年九月政友會協議員トナル。
- 明治卅五年六月農商務省製鐵事業調査委員囑託。
- 同卅八年十二月日本赤十字社鳥取支部商議員トナル。
- 同四十年二月山陰電氣株式會社取締役當選。
- 同四十一年三月鳥取農工銀行頭取第一回當選。
- 同年八月鳥取縣農會名譽會員トナル。
- 同四十三年四月因伯海事談話會評議員トナル。
- 同四十四年十二月鳥取商工會常議員トナル。
- 大正四年六月日本赤十字社特別社員トナル。

同五年七月鳥取縣農工銀行頭取退職報勞金二千圓ヲ受ク。  
同八年三月渡村長當選。  
同十年十二月十五日歿享年六拾九才。 以上



## 村上龍

### 二才にして孝經の暗誦

村上龍は、安政元年二月十一日、伯耆國會見郡上道村に生れ、字を子誠と呼び、後松村と号した。父は村上仁、翹楚堂又は岳翁と号して醫師を業とし、母は増谷冬子である。彼は幼少の時から家に於て學を授けられ、二歳の時孝經を暗誦して座を驚かしたといふ。六七歳の頃既に四書を講讀し、八九才に至つて五經を講讀し、十才の時景山鐵洲の門に入つて文選史記左傳漢書資治通鑑を讀んだ。十三歳から獨學する事となり、諸子百家國書歌書稗史野乘を涉獵し、眼に觸れるもの悉く習熟せざるはなく、而も皆實學として修養せぬはないといふ有様であつた。さうした風は嚴格な家庭が然らしめたといふこともあるけれども、天稟による處が大部分を占めてゐるのでなくてはならない。彼は眞の學を好むの天性を有してゐたので如何なる處にあつても書物を携へない事はなく、其勤勉なること、連日徹夜しても少しも疲

れる處が無い有様であつた。しかもなか／＼多能であつて、禮儀作法古實古典の精通から、詩文歌俳、書畫等の文學的技能彫刻細工物等の藝術的技能、茶插花、園藝、謡曲等の娛樂的遊戯に至る迄一通りを辨へ中には優に一家をなすに足るものがあつた。しかし彼は是を少しも得意とするといふ様な事はなく無用の娛樂、嗜好として一笑に附し去つて了つてゐた。

### 崇高なる大山の人格視

彼は少年時代から大神山を人格視して崇敬し且日常弓濱灣頭を逍遙してその風光を愛してゐた。彼が高貴の職を退くや子弟相謀り別荘を献じた。彼が是を白砂青松の濱邊にて大仙をほしいまゝに望見する所に建て、晩年を送つたのも此の邊を物語つてゐる。彼の人格が高潔であつたのは、この雄大なる自然の感化が多くの影響を與へてゐたもので、彼が家業を避けて育英を樂しまんとしたのも亦こゝに端を發してゐるものと考へられる。彼の性格は明晰超達にして果斷仁俠の風があり、不撓の信念と鐵石の精神を有し、且清純寛厚溫雅にして、あらゆる美点を常に發耀し、常に角盤山の雄峰を望むが如き感を抱かしてゐた。

### その教育界の閱歴

明治五年四月、始めて境郷學校教授方となり、敬虔なる彼の教育者生活の第一歩が踏み出されることゝなつた。明治九年十月外江學校訓導兼假校長より、境小學校長、弓濱高等小學校長を歴任し私立米子女學校長を委嘱せられ、日野高等小學校長、弓濱高等小學校長となり大正三年上道尋常高等小學校訓導兼校長、兼任上道農業補習學校訓導兼校長を以て終つた。其間縣教育會員となり、學校試驗委員となり、全國聯合教育會代議員となり、屢々縣外視察近縣旅行等の選に入り、大いに對外的の活躍を示すと共に、學校を中心とする幾多の事業を行つて來た。

先づ彼が上道村に於ける施設を擧げて見れば、明治十四年青年會を組織して、風紀の改良各種事業の遂行等大いに青年の指導誘掖に努め、明治十八年婦人會を組織して、國家團體の講話、家庭家政作法等の教習をなし、明治二十一年村内戸主權者を會員として自治會を起し自治精神の鼓吹、協調融和、勤儉貯蓄の風を作り、以つて理想の村を實現せんとした。

弓濱部乃至縣下に影響せる事蹟としては、北門教育會を組織し、郡教育會の生誕を提唱し西伯郡第三學校組合の成立を督進してその組合長となり、明治十八年には教授法講習を開き

學校聯合運動會を開き、明治二十一年國語科及修身科教授意見を弓濱部各學校に巡回講演し、縣下孝子の旌表をなし、明治二十一年より學校生徒弓濱部入營兵見送の習慣を拓き、明治二十七八年戰役並に明治三十七八年戰役に際し恤兵、義勇隊寄附等多くの戰時施設を實行した事等であつた。その人格に反映せられその教育振に感化せられて、志を立て名を馳せ業を起すものが續出し、彼の分身たるの感を抱かしむるもの枚舉に暇なき有様となつた。

#### その學校に於ける施設及案

學校に於ける施設及案として擧ぐべきものは、次の如くである。

各種團體指導、風紀其他の施設、家祖と御伊勢様日拜實施——上道小學校時代。  
理科中心の常識的實業教育、習子細字論とその實行、學校管理法、恭黙、三段に分ちたる教授形式、學校園の經營——境小學校時代。

家族教育主義と其實現、國体中心の國民教育主義と訓練及修身書改作論、國語命名と其の系統及實行、習字を省きたる習字科、習字亡國論、廢試驗論、修業期二期論、學校善行者旌表と死者弔祭實科教育法の各科教授、機織製糸器械農業の施設、農園、市保、商業補習學校

計劃、生徒校下巡覽、雜行事、職行事、祝祭日講話、學校ボート、御眞影殿造營——弓濱高等小學校時代。

無試驗實行、本科實科差別の無理由と實習教育法、家族學校精神の實現、誕生祝、送迎禮造花刺繡裁縫撰科と看護育兒茶湯生花料理實習——私立米子高等女學校時代。

染織設備——根雨高等小學實業補習學校時代。

教育主義施設の一貫『上道校』稿了、學校十年史、上道村誌の作成、學校事業整理と發展、戰時室、村生産力陳列室の完成、御眞影殿記念碑建設、一日一善の獎勵、實業準備教育在學中の補習、半日學校論、——上道尋常高等小學校時代。

#### 獨特なる實業家の養成

其の教育家として卓越なる識見者であることは、今日に於て何人も異論無きものではあらうけれども、彼が、今日での識見者であることを知つて、二十年前の識見者であることを知られないことが久しかつた。今日に至つて始めて二十年前の識見者であつたことが分りつゝあるのである。彼の活學と、高遠なる識見と、周到なる用意と緻密なる工夫と遠大なる計劃

と、秩序整然たる手腕とは、何人をも驚嘆せしめねばやまないものなのである。しかも、世人は、彼を大人格者、大手腕家として認めてゐるけれども、斯うした細心の注意が至る處に拂はれてあつたことを見出してゐないのである。しかも彼が教育の目標は斯くの如くに高遠であり乍ら實際に當つては極めて平民的であり極めて堅實であつて、徹頭徹尾實業を以て身を立てることの奨励に努めた。彼が子弟たりし人の中には、學者官吏等が稀であつて、臺灣朝鮮滿洲米國等に涉つて雄飛せる實業家が多いといふ事實が、よく是を立證してゐるのである。

### 報ひらるゝ少かりしもの

しかも彼は、幸か不幸か、多くは創始的難局の事業に當つたので、何時でも難境逆境が身邊を巡つて去らなかつたので、殆んど勞多くして効少なき場合のみに遭遇した。明治二十二年文部大臣より効績狀を下付せられ、明治二十五年五月大日本教育會長より銀製會章を與へられ明治三十五年教育資金拾五圓を賞せられたのであるが、是丈では彼の偉大な事業に報ゆる處餘りに少きものでなくてはならない。その反對に、周圍の人達からは終始間斷なく赤誠

と尊敬とを捧げられ、車夫、馬丁、小兒等に至る迄思慕せられてゐた。さうして、縣視學、郡視學等に擬せられた場合にも固辭して受けず、官吏たるべき生命に非ざること自認し飽く迄赤誠の人、犠牲の人、自足の人として四十餘年間一貫して教育に従事したのである。

### その終焉

大正三年退隱してからは、悠々自適書畫に親しみ、兒孫と語り、且上道村婦人會長として終生指導の任に當つたのであるが、大正十二年一月六日、萬籟寂たる午前〇時廿分、光輝ある七十の生涯を終ることゝなつた。

### 面目躍如たる逸話の数々

慶應元年、越後侯の軍艦が突如境砲台の沖合へやつて來た。さあ外國船が來たのだといふので、米子城から數百人の兵隊が駆けつけて一時に發砲したため、俄かに阿修羅場を現出して、砲聲股々地を震はし、住民達は色を失つて逃げ惑ふた。彼は其時十二歳であつたが、大笑して言つた。



『大砲の戦は何里にも擴がるのだから、隣村へ逃げたつて同じ事ぢやないか、馬鹿々々しい騒ぎをするものではない』さうして、大膽不敵にも、のそくと海岸へ出て、泰然自若たる有様で戦を見てゐた。暫くして外國船でないことが分つて、あつてもなく事がすんだ。人々は彼の大膽に驚いた。

奥羽手合の時、因幡の兵士が上道村に宿陣し、海岸で練兵してゐた。彼は十四才であつたが兵士の間を歩き廻つて見てゐると、一人の兵隊が『お前は何處の子だ』と問ふた『村上といふ醫者の子だ』と答へると『この腕には病は無いか』と言つて、腕をさし出して見せた。彼はその腕をとり、脈を見て『これは大變な病にかゝつてゐる』と言つた。つゞいて『ナマケ病にかゝつてゐる』と言つた。兵隊は愕然として了つた。

近隣の女の子で七才になるのが、ある晩海岸へ遊びに出た儘歸つて來なかつたので、大騒ぎとなり親族達迄集つて來て、徹宵して調査したが分らない。彼を訪うて『一体どうしたものでせうか?』と聞くと『三柳村に行つてゐるから、明日の午後は分りませう』と言つた。上道村から三柳村迄は四里もあるので、人々は其を信じなかつたが、翌日の午後果して三柳

の人が子供を負ふてやつて來た。人々は一体どうして分つたのかと驚いた。彼は『この弓ヶ濱で、海岸の近く迄家が延つてゐるのが、上道と三柳とだから、女の子が、上道で家が分らなくなつたら、三柳へ行くべき筈である』と言つた。

彼は奸曲を許さなかつた。ある學校にゐた時、時の法令は、一里以上に對しては手當を支給することゝなつてゐたので、戸長が訟に廻つて、一里以内であると申告した。彼は是を聞いて戸長に向つて『貴様はけしからん奴だ。今日から俺のために一里以内の路を作れ』と喝破して辭職した。

鳥根縣教員が弓濱校を參觀した時『本校に不釣合のものが二つある、校長と、校長の机とである』と言つた。校舎器共が不完全であり、その反對に彼の優秀さが特に眼立つてゐたのである。

私立米子高等女學校在勤中、教師が欠員を生じ彼が兩級に跨がつて教へてゐた時には一週四十二時間、圖書、習字、作文等は毎日平均百枚を点檢し裁縫數十枚、刺繡造花に至る迄自ら要点を指示し、作法茶花料理等の日課をも、或は教授し、或は監督し更に一方寄宿舎監に當

り、校務の整理、経営等に一日も休まず、しかも雑々として多分の餘裕を有してゐた。周囲の人達は皆是を人間業では無いと言つてゐた。



# 景山龍造

その生ひ立ち

景山龍造は道村と号し、文化十四年會見郡中野村(今の西伯郡餘子村大字中野)に生れた。仙岳先生の長子であつて、母は景山氏である。五人の弟妹があつて、長妹は上道村稻賀貞次郎に、次妹は境町池淵玄達に嫁し、仲基は倉吉の土奥平氏を嗣ぎ、季桂は別に一家を成した

學 歴 仕 途

龍造は幼少から家庭に於て學問を授けられ、十六歳となつて、鳥取市の芝田宗助に學び、十八歳大阪市摩島松南に學び、更に二十歳となつて、昌平校に入り、旁ら梁川星巖に就て、詩を學んだ。二十六歳に至つて醫學に轉じ、京都吉益北洲の門に入つた。丁度其時、三條實萬公が彼の人材を認め、將來大成すべきの器なりとして、自ら「臥龍」の二字を書いて彼に賜はり、學者として立つ事を慫慂し、其邸に聘して、實美、公睦二公子の師とせられた。しか

し、彼は二年にして此處を辭し大阪堂島に下つて、儒學を講じたが、一時は多くの門下生がつめかけてなか／＼殷盛を極めることゝなつた。因幡藩士中野良助といふのが大阪藏屋敷にゐて、この評判を藩公へ傳へた處、藩公は彼が他に用ひられたら大變だといふので、強ひて召し出して自分に仕へさせられた。是より先、藩處士儒學續料として嘉永二年より毎年銀五枚を賜はつてゐたが、今回召し出されると、粟五口を給し、藩校(尙徳館)教授に任ぜられた實に安政元年正月である。藩儲二宮全之助の門人籍とし、儒臣として士に列することゝなつた。安政六年學頭諸締役となり萬延元年御居間御講書となり、毎年銀十五枚を賜はつた。

文久二年呢近文學御相手となり、間もなく京師の勞を以て祿五十苞を給せられ、三年京師周旋方四年兵學局御吟味役御講書懸、慶應四年學正となり、別に役料三十苞を給せられ、世子文學御相手醫學寮御用懸觸口、明治二年總學司管事となつた。是より以前慶應四年三月徵士を命ぜられたが、義を以て藩主を去らず、病と稱して肯じなかつた。さうして明治五年五月に至り始めてその徵に應じ、教部省九等出仕に任ぜられたが、彼の材たるや小吏を以て甘んずべき柄でなかつたゝめ抗論して翌月辞任して了つた。

### 龍造は龍である

これより前文久三年のことである。藩公が國事を慮つて意を朝廷に致さんとせられた時、龍造が朝臣に知人があり且其大人物なることを見込んで、徵賤五人扶持に拔擢し、内命を下して、京師に遣され、専ら方面の事に任ぜしめられた。是から外に在ること八年、肆まゝに驥足を展ばすことが出来た。恰も天下の風雲刻々急なる時である彼二回に涉つて關東に驅せ更に備前藝尾長防雲石に使用して、東奔西走、志士の往來漸次頻繁となつて來た。しかも各藩の人達は大底彼に頼つて公卿に通じたので、彼が名は一時に高まつて來た。鷲津宣光(尾張藩學)が

『龍造は龍である。雲中のものである』

と人に語つたのは、當時どれ丈彼に志士が推服してゐたかを示すものなのである。士倉彈正(備前國光)の冤を救ひ福原越後の窮を助けて毛利公の譴を緩和し、兼ねて七卿の危を解かうとした如きを見ても如何に重要事に參劄してゐたかゞうかゞはれるのである。朝班にあつては、有栖川宮、三條、鷹司、岩倉、二條、近衛、東坊城、大原、澤の諸公から親近せられ

てゐたと云ふ。此等の事は文書に據つて略其蹤を知ることが出来るけれども、内命の事や、勤王の終始等に就ては、彼が生前に於て是を一語も語らずに了つたので、少しも傳へられてゐないのである。甚だ遺憾な事である。但し、其初めに於て内勅を請ふたといふ事實は、劈頭の大手柄として、よく知られてゐる筈である。さうして反黨のために尾行せられ、暗殺せられようとした事も二回や三回でなかつたけれども遂に最后迄誤りなきことを得た。その原因は彼が少壯過激の連中とは少し違つてゐて、勤王に當つては大綱を根底として大事に當り高邁堅忍なる節を持ち、徹頭徹尾大義を明らかにするを目的とし神州を泰山の安きに置く事をのみ念じてゐた、め割合眼の上のこぶとせられる處が少かつたためなのである。

### 隠岐騷擾の鎮撫

慶應四年(明治元年)五月十日、隠岐島の志士が出雲藩と争鬪を始めて大混乱を巻き起した。彼等隠岐の志士は冤を鳥取藩に訴へ、其救援を乞ふて來た。鎮撫の命令は龍造の上に下つて來た。彼は電光の如く隠岐に走つて、出雲國老郡代等呼び寄せ、一喝して民を虐げ人を慘殺するの無道を詰責した。家屋の破壊は停止せられた。囚人は赦免せられた。負傷者は収容せ

られ死人は埋葬せられた。亡命者は呼び戻された。凡ての混乱は瞬く間に解決せられた。其處斷流るゝが如く、霹靂一聲にして鎮撫立ちどころに成つたのである。

日を経ずして山田市之允顯義等、長藩の軍艦三隻が、事變を聞いてやつて來て、雲藩の軍艦を威壓するかの如くに停泊したが、既に事が済んだ趣を聞いて一切を委任して歸つて行つた。この事變が、遂に京師に達したので、朝廷は急遽土肥謙造(因幡)を監察使とし椋木彌助(石見濱田藩)副使として下し、廿八日到着するや、嚴勅を以て糺彈の結果藩主に累を及ぼさんとするに至つたので、郡代が自刃して、漸く事済となることが出来た。此處に於て、隠岐國は松江藩の支配を離れることとなり、十一月太政官より、隠岐の取締を鳥取藩に命じた。この時龍造は、濱田(石見)に使してゐたが、復命しようとして歸る途上に於て隠岐統治の命を受け、直ちに渡島して其任に就くこととなつた。明治二年四月隠岐縣を置き、後大森縣に併せ濱田縣に合することとなつたが、彼は其より以前に歸つて來た。

### その後嗣と友人門下生の人々

彼の嗣子は道遠と言ひ鏡洲と号し、父祖の業をついで儒者たり、二十才にして君命によつ

て京師に儒學し、歸つて尙德館に教授となつた。明治元年隱岐取締を命ぜられ四年藩醫觸口となり五年境郷校を開き八年より臯漢學所(尙德館後身)に十年より京都府師範學校に教授したが十二年やめて歸り、故郷中野村に隱棲したものである。

龍造の門下生としては、谷鏡臣(近江)萩原秋巖(江戸)左善元立(贈位五位)富田織部(三條殿諸大夫)今小路範成(輪王寺坊官)森寺若狹守(三條公諸大夫)森寺因幡守(全上)松田道之(東京府知事)河田左久馬(景興元老院議官)足立正聲(諸陵頭)沖探三(守固滋賀縣知事)等が世に知られた人である。

彼の交友を列擧すれば、藩に在つては田村貞彦、明石樵夫、宮原大輔(積)小谷古蔭、中島宣門、飯田年平、門脇重綾、原田永寛、谿大録、赤石松宇、松田市太夫等親交があり、外にあつては、龜井綾瀬(江戸)村瀬誨輔(江戸)岩垣松甫、篠崎小竹、萩原巖、谷鏡臣、梁川星巖等があつた。

さうして彼は前途尙爲すべき多くの計劃を持ち乍ら明治五年九月、東京裏猿樂町の寓に於て病を得五十六才にして長逝した。著書十二巻が残された。

逸話の数々

龍造は容貌温藉、氣宇廣恢にして、人に接する時更に城壁を設けず、音吐霹靂、座談もよく外に徹る位であつた。書を講ずるや、聴講者自ら攝然、襟を正して緊張し、藩學講者の第一人者と稱せられてゐた。

彼が書を講ずるには、唯大体を述べるに止めた。さうして

『小人の儒者が何を爲さうや、朱學を宗とするけれども、決して孔孟の短を蔽ふべくもない日本精神は別にあるのだ』

と言つてゐた。又育英は膽大果敢を基本とするといふので、大雷雨の中に佇立せしめて見たり、闇夜に試膽的な事を行つたりした。事を談じ、方途を決するには一々之に由る事とし、以て其徒を率ゐたので、そのために有爲の士が多かつた様に觀察せられる。

吉備眞備校祀の反駁

吉備眞備(加壽神社末社吉備社)を藩校に移して祀るの議が起つたことがあつた。龍造は其時教授であつたが、之に對して大反對を唱へ、眞備の悖行を指摘し、寧ろ其よりも和氣公を以

てすべしと結論して、反白極諫し又大いに面議して等輩を論拆した。そのために譴責せられて一千日の間閉門を申し付けられた。是が祀られる日、隣家の、勸請首論者たりし儒者が、餅を搗き宴を張つて祝つてゐるのを、龍造が壁越しに之を聞いて、勃然として聲を荒らげ

『腐儒風教を誤り、人情を解せず、何を一体教へんとするのだ』

と怒鳴つた。隣家の騒ぎは急にひっそりとしてしまつたが、後に至つて其儒者は悔悟して詫びに來た。しかし彼は、最早さうした事はすっかり忘れて了つてゐて、光風霽月、人をして、心から雅量に服せしむるものがあつた。

幽閉の報が傳はつた時、門人松田道之、廣瀬淡窓の二人豊後に在つたが、直ちに馳せて宇佐宮に詣でて、其赦免を祈り、和氣公の遺墨、獨憇天地の摺本を添えて手紙を送つて來た。

### 二十二士への同情

勤王二十二士が、權臣を斬つて自首し、召還して荒野邸に幽閉せられた時、龍造は人を派遣し、都合よく誘導して遁逃せしめた。全く志士同士相憐むの情によるものである。その事は遂に發覺する處となり、復び譴責せられ、二百日間幽閉せられた。その後、義子潔の時論

に關した事に連坐して、又譴せられ、若干日間幽閉せられた。斯うして龍造は前後三回に涉つて幽閉せられる事となつたので、左善元立が詩を贈つて之を慰めた。後年元立が、黒坂及荒野邸に幽閉せられた時に、龍造から詩を贈つて之を慰めたのは、全く之に報ひたものであつて贈答數十篇師弟の眞情がよく行間に溢れてゐるので、讀む者をして涕涙せしめるのである。

### 小兒の如き涙

藩公が幕議のため江戸に拘束せられようとした時、龍造は之を救はんと決心し夜中京都から馳せて行つた處、鞠子驛(駿河)に於て、公が還つて來るのに出會つた。彼は喜んで、小兒の如く大聲を擧げて泣いたので、左右の者皆感激せぬはなく、公も笑つて之を慰めた。

### 一舟驅つて敵船へ!

龍造が隠岐の紛擾を鎮撫に行つた時のある日である。島を巡つて西郷の廳に還らうとする時、遙かに向ふから外船がやつて來るのを認めた。さうして、味方の舟がまだ達せない前に彼等の方が早く港の中に入つて來たので、港民達は非常に怖れて、老幼を助けて背後の山に

避難するといふ騒ぎとなつた。龍造は慨然として

『あいつは一体何奴だらう我島民を駭かすとはけしからん事だ。公が我をして此處に任命したのは、斯うした場合に處せしめんが爲なのである。速かに退去を命じ、聽かない場合は、之を擧殺して、船を分取つて公に獻するばかりだ』

と言ひ、意氣昂然、一門人を拉し、共に小舟を飛ばして、一氣に其船に到着し、躍り上つて船長を怒鳴りつけた。通譯が傍から

『是はワシントンの船で、松平越前守に購入を約し、昨日長崎を發したものであります』

と言ふ。其處で、船内を検査し、異狀の無いのを確めて、直ちに抜錨せよと命じた。船長は名刺を出し、巻頁を進め、飲物を提供して機嫌をとつた。さうして彼が小舟に乗り移ると同時に、船も帆を上げて去ることゝなつた。暫くしてゐると、雲藩の代官等が二人刺を通じて來た。見ると戰袍野袴のいでたちで

『僕等は出雲少將の臣某々にして、本島の監として參つたる者、遇々先刻出獵して不在なりに計らずも外夷が襲來し、幸にも尊藩の御威光によつて之を卻けられ、我々も面目を失は

ずして済みたる次第、謹んで感謝仕る。猶夷船の詳細に就ては、又報を割いて聞かせて戴きませう』

と言ふので、叩頭俯伏、惶惶として去つた。其時出雲の戊卒が五十人、裝束を固めて警戒に出てゐたが、この話を聞いてこそく／＼と營所へ歸つて行つたので、島の人達は、語り傳へて大笑ひした。明治三十四年九月十八日は其三十年辰であつた處、門人の現存者達が是を島内鳥取大社教分院に追祀した。

### 波瀾に富める一代の回想

龍造は至誠氣節の人である。其京師の事實を終生之を口にしなかつた事、藩公の駕に馳せて泣いて公に謁した事、藩主の義を重んじて兩度朝命を辞した事、内勅周旋の功を富田、今小路兩氏に歸した事、國家多事の日用の材を與て公に近昵せしめた事、志士の幽厄を救ふて遁逃せしめた事、吉備眞備の校祀を沮み、極諫等輩を面拆した事、雲藩士を詰責して、立どころに争鬭を鎮めた事、單身外船に赴いて心膽を寒からしめた事、戸倉彈正の冤を救ふた事、福原越後の窮を抜いて毛利公の讜を緩和した事、七卿の厄を解かんことを請ふた事、等

悉く大丈夫の意氣の發露に非ざるはなく而て事に當つて常に稜々たる氣骨を示してゐた。而して事の多くは虎尾を履むの喻に漏れぬものであつて、時勢の變化が然らしめたのに由ると雖も、抑々又一方至誠の抑壓する能はざるものありし事を表明してゐるのである。而も其功を私する處なく、其咎を畏れず、胸間の大志常に明澄を持し、眞儒の風貌眼前に躍出して來るのを覺えしめる。憾らくは其事歴の真相を審にする事が出來ない事であつて、特に勤王の事實に至つては最も遺憾とする處である。彼一人のみならず其門下より出でて身を起し名を顯はした者は、一人として勤王者ならざるはなかつた。以て龍造が平生の素養と大材とを眼前に彷彿することが出來るのである。

勤王二十士の如きも、龍造が門下生を激勵して勤王の木鐸となつたのには及ばないのである。彼が佐幕連中に暗殺せられなかつた原因は、要するに彼が大綱を持して事に當り、群衆と共に咆哮するといふ様な輕卒なことが無かつたからであると云ひ、志士が推服した所以も又此處にあるものと思料せられる。是亦彼が人物の偉大さを證するものでなくてはならない。唯其志が餘りに偉大で、其行ふ事が餘りに大きくて、さうして其節が餘りに嚴肅であつ

たから却つて世に誦はれなかつたのであらう。谷鉞臣は、其座談に於て、何時も之を稱揚して措かなかつたと云ふ。誠に彼は池中の物では無かつたのである。藩公が其大器物たるを微賤に知つて、能く任したのは、宜なりと言ふべきであつた。但其俸給の優れなかつたのは、制度の罪からであつた。勿論龍造は單なる俸給取でも無かつたのである。

残れる文書少きは甚だ憾みである

何しろ混乱の時代であつたため、其傳記を傳ふべきものが殆んど無いので、真相を洩らしてゐる点が數限りなくあらうと推察せられるのは甚だ遺憾である。只僅々残された遺文書のみによつても龍造が京師奔走の蹤跡を充分に知ることが出來、且は當時の世變を窺ふに足るのである。

此故を以て、事龍造に関する文書逸話があるならば、直ちに報導して戴き度いといふ編纂者の希望を附記して置く次第である。



## 村田吉重

### 家庭の事情で中途退學

村田吉重は文政十二年正月九日西伯郡中濱村大字麥垣に於て呱呱の聲をあげた。幼名を千代松と言ひ父は武良彌左衛門(後に彌造)、母は全村大字佐斐神井田敬助(後に成田豊丁)の姉サヨ女である。彌造氏に至つて、故あつて村田と改姓した。

天保十年三月年十一歳にして學に志し、佐斐神金正院海印に就て學んだのであるが、全十年退學したため、好む經書にも親しむ能はず、只家業の餘暇を以て僅かに讀書をするに過ぎなかつた。弘化五年十一月佐斐神村の農家長山家に仕へて次第に深く信任せられ、嘉永三年十月佐斐神村足立惣重二女ふじの子を娶り妻とした。時に二十二才である。翌四年九月一子を擧げ、繁松と名づけ、後熊三郎と改めた。同七年長山家を辭して、兄吉左衛門と共に父を助けて農事に従ふことゝなつたが僅かな小作では口を糊するに足らない有様なので、農閑

を利用して、松江に渡航する渡海船を操つて其の貨錢によつて家計を助けてゐた。

### 大規模な農事視察巡禮

安政四年農事改良に志し、名を巡禮に托して、諸國を巡回視察し、大いに感ずる所があつた。飛彈高山以東の蠶業、美濃岐阜以西の田畦の築木、參河尾張の禾麥培養等、裨益參考となる處が甚だ大であつた。後年彼が盡した農事改良、殖産事業の基礎は、全く此の視察に負ふ所が多かつたと云ふのである。山來弓濱に於ける綿花の品質産額は、他に及ばないものが多かつたが、彼が、至る處の共進會農談會等に出席して、其見聞した處、或は番査鑑定を親くして得た處等を、自ら試作して誘導したのであるが、其熱誠は、遂に濱部綿作改良に其効を奏し、面目は一新せられ濱綿の名聲は噴々として揚つて來た。

文久元年、父兄と共に居村字御來待灘海面を埋立て耕地三反餘歩を得、全三年二月分家獨立した。時に年三十五才であつた。

### 公人としての奉仕

明治七年一月式村小前惣代を申しつけられ、小公事を免除せられ、全八年十二月第三六區

會議所より全村八番組小前惣代を申し付けられ、大小公事を免除せられた。十年七月公選を以て第十三區小九區總代に擧げられ、八月島根縣より命ぜられて地租改正小篠津村鑑定人となり、十三年二月大阪府に於て棉種共進會開設の際、綿審査掛を命ぜられ、三月二十八日褒賞授與式を以て、七等褒賞及金員を受けた。四月共進會審査掛勤務中、格別勉勵せし旨を以て金三十圓を給ふた。十五年東京市に於て開設せられた米麥外三品共進會に麥を出品し、七等賞及金員を賞與せられ、十六年九月倉吉町に於て繭生糸麥共進會開設に當つては、麥審査掛を囑托せられ、有功賞を受けた。全年九月大阪市に於て開設した關西一府十七縣聯合共進會に綿審査掛を申し付けられ、出品した綿に對し、貳等賞及金二十圓を、又閉會の際審査中勉勵の廉を以て、慰勞金を下付せられた。全十七年九月、米子町に於て、因伯私立共進會開會の時、功勞褒賞を受けた。其の文に曰く

地方ニ率先シ農事ニ精勵シ綿作ノ改良ニ注目シ專ラ國家ノ利ヲ圖ルニ篤キヲ以テ賞ス

明治十七年九月二十八日

鳥取縣 山田 信道

全十七年東京大日本農會に於て製造食物品評會に乾甘藷を出品して、五等賞及金圓を賞與せられ、又鳥取縣廳より勸業諮問會員を申付られ、更に十二月東京大日本農會に於て、農產品評會に出品した綿に對し、二等賞及金五圓を賞與せられた。十九年、廣島市に於ける關西二府十三縣聯合共進會に綿審査掛を命ぜられ、二十年四月東京大日本農會農產品評會に出品した裸麥に對し、五等賞を、實綿に對し六等賞を得、二十一年三月東伯郡赤碕町に開設した私立因伯米麥共進會に於て審査掛となり、更に全年七月勸業諮問會員を命ぜられ、九月京都に於て開設した關西聯合二府十六縣共進會に綿審査掛を命ぜられた。

### 農商務大臣より功勞章

褒賞授與式の際農商務大臣から、功勞章及金拾五圓を下された。其文面は

多年身ヲ綿花培養ノ業ニ委ネ或ハ海面ヲ埋メ或ハ草菜ヲ拓シ、畝畦月ニ増シ收穫歲ニ加フ、其ノ功勞嘉スルニ足ル、依テ特ニ之ヲ賞ス

といふので、彼が中央に認めらるゝに至つた始めである。多くの知己友人達は、詩書祝文を贈つて之を激勵した。左に一二を記録しよう。

綿花累々恩賜長傳兒孫

鳥取縣知事

京都正五位 谷 鐵 臣

畢生勞力復勞神 不怪今朝恩賞新

填海拓田國本增 農民中見大功臣

長崎醫學校 里見健壽

晨躬拓地夕馳神 勿見綿田万里新

褒賞今朝酌其勞 芳名千古表農臣

萬國大博覽會より銅牌

此の年農商務省の求めにより、綿作問答書壹部を草し農務局に呈した。二十二年三月鳥取縣汗入會見兩郡勸業委員を囑托せられ、八月鳥取市に於て開設された私立因伯水産共進會に手製の海參及海鼠腸醬油を出品し、各四等賞及木盃一個を賞せられた。全年佛國パリ市に開催せられた萬國大博覽會に綿花を出品し、博覽會總裁から銅牌一個を贈られた、其文を譯

して見ると、次の如くである。

一千八百八十九年ニ開キタル萬國博覽會ニ於テ、褒賞ノ事ヲ委任セラレタル各國審査官ハ、日本村田吉重ニ銅賞ヲ付與ス

事務總裁 ジーバークー

會議長兼委員長 エスシロー

明治二十三年五月、東京大日本農會皇國農談會開設に當つて、該會よりの招待員として之に臨席し、その年九月内國勸業博覽會に綿花を出品して、三等賞を受け更に十二月鳥取縣廳から、私立因伯茶種外四品共進會に審査員を囑托せられた。二十四年三月、三重縣山田市に於て開設した大日本農會農産物品評會に出品した實綿及小豆に對して三等賞を受け、二十七年三月に至つて鳥取縣下農事巡回講師を囑托せられた。

弓濱農業の輝き、藍綬褒章

十月内閣賞勳局から藍綬褒章を拜受した。

日本帝國褒賞ノ記

鳥取縣伯耆國會見郡中濱村

村 田 吉 重

資性篤實夙ニ志ヲ殖産ニ勵マシ嘗テ四方ニ漫遊シ農事ヲ視察シテ自得スル所アリ古來伯耆國ノ地綿花ヲ以テ著名物産トス獨居村ノ産綿他村ニ及バザルヲ慨シ桔据研讀之カ改善ヲ企圖シ土壤ノ肥瘠肥培ノ適否灌溉ノ利害乾燥ノ得失ヲ查察シ模範ヲ他方ニ求メテ以テ其ノ長ヲ採リ種子ヲ各地ニ交換シテ以テ其ノ良ヲ擇ミ率先自試誘導甚努ム是ニ於テ近郷靡然トシテ凡從シ品質優美收穫多キヲ加ヘ遂ニ當成綿種ノ名聲ヲ都鄙ニ博スルニ至ル其他海濱ヲ填シテ田圃ヲ拓キ屢々共進會ノ審査員ニ選マル等洵ニ公衆ノ利益ヲ興シ成績著名ナリトス仍テ明治十四年十二月七日勅定ノ藍綬褒章ヲ賜ヒ其善行ヲ表彰ス

明治二十七年十月十日

彼が褒賞を拜戴した時、鳥取縣内務部第三課長から左の祝詞が贈られた。

多年ノ功績茲ニ顯ハレ一大名譽ナル藍綬ノ褒章ヲ受與セラル是豈特ニ貴下ノ榮ノミナラシヤ實ニ本縣殖産界ノ光輝タリ後進者據テ以テ龜鑑トス可ク其ノ裨益偉ナリトス洵ニ慶

賀ノ至リニ堪エス謹デ祝意ヲ表ス

明治二十七年十一月七日

明治二十八年六月縣立農學校商議員及勸業諮問會員を囑托せられ二十九年十月郡制により西伯郡々會議員に當選した。

再 び 光 榮 有 功 章

明治三十八年五月大日本農會は有功章を贈つて表彰した。其文に曰く

有 功 章 贈 與 證 狀

綠白綬有功章 村 田 吉 重

資性篤實夙ニ心ヲ興農殖産ニ傾ケ各地ヲ遍歴シテ農業ヲ視察シ常ニ實驗考究シテ其ノ得タル所ヲ衆人ニ明示シ老農ヲ以テ郷黨ニ推サレ耕稼ノ事他ノ楷式スル所ト爲リ地方綿作ノ衰退ヲ憂フルヤ一意之ガ振作ヲ圖リ多方勸誘シテ品質ヲ進メ産額ヲ増シ居村近郷ヲシテ綿貨ノ優位ヲ占ムルニ至ラシメ其ノ他荒蕪ヲ拓キテ耕地ヲ擴メ、試作場ヲ設ケテ種藝ノ改圖ヲ迪キ勵精多年率先指導シテ斯業ノ發達ヲ贊ケ其ノ功勞尠カラズトス仍テ茲ニ大

日本農會ノ有功章ヲ贈與シ以テ其ノ名譽ヲ表彰ス

明治三十八年五月二十九日

大日本農會總裁大勳位功三級 貞 愛 親 王

その晩年

晩年弓濱沿岸誌の編纂に志し、踏查三年古考に質し文献に徴して草稿を完成したのであるが、上梓するに至らずして大正四年八月十三日齡八十七才にして歿した。

彼が貧に生れて赤禪一貫不屈研究努力から一家興隆の實を擧げ、而も公共の爲には東奔西走席温るの時がなく、教へて倦まず施して求めなかつた光輝ある生涯を顧みる時、吾人の頭は自ら下るものあるを覺え誠に偉大なる農村の龜鑑たることを感ぜずには居られないのである。

## 久野龜吉

——自治教育の功勞者——

家を興し國を興すものは慈愛の情——

久野龜吉は元治元年九月十一日、西伯郡福米村に呱呱の聲を擧げた。舊幕時代に於て、里正格を勤めた閥家たる久野九平の長子で、家は代々農を本業とし、傍ら質屋商を營んで來たものであつた。彼が明治三十一年家督相續をなして八代の主人となつたが家政を理めるに當つては、勤儉質素を主とし、驕誇の風は少しもなく、時世の趨向に鑑み、汲々として家運の振興を圖つたので、資産益々加はり、郷黨から深き尊敬を受けるに至つた。しかも、彼は、幼にして敏慧なりしに加ふるに、數年間學舎私塾に學び大いに蘊蓄を高めたので長ずるに及んで天稟英才智能を發揮して、儕輩に頭角を拔んで、次第に名望を加へるに至つた。其風姿貴公子的であり、常に恩威其當を得てゐたため、人をして攝伏せしめざるはなかつた。

明治三十七年十月十三日以来二十四年に涉つて、村會議員となり、時に村長、或は郡會議員、同副議長、郡參事會員等に推されたのであつたが、彼が事を處するや快刀乱麻を斷つのがあり、胸中是認するの處は常に着々群疑を排して敢行し人の意表に出で、自治行政の實を究めては地方開發充實上に劃策を廻らし、進歩改善を期せざるはなかつた。ために其功績は頗る擧り、大いに福利民福を實現することが出来た。

一方、彼は、米川水利組合議員に推されて、克く協賛の實を擧げ、常設委員となつては軼掌努力以て弓濱五千町歩の水利改善に貢献した。又明治四十年以來二十一ヶ年間村學務委員並に、角盤高等小學校組合議員として教育の發展に盡瘁する處があつた。更に政治方面に於ては、憲法發布に際して、自由黨に加盟し、爾來四十年間國政上に奔走し、國權遵奉、民權自由説の主唱者先覺者として恰く社會から認められてゐた。斯くの如くにして彼が名聲大いに地方に宣傳せられ、衆望糾然として聚るに至つた。

彼は居常公私内外の別を明かにし、事に當つて頗る熱心、屢々寢食を廢して遂行し、且人事に處して義氣に富み、哀憐の情篤く、義捐寄附救恤等に私財を吝まず、人情美の發露洵に

濃厚であつたため、賞典に接すること數回に及んだのであつた。洵に彼の一生は、古聖の言ふ所の、家を興し天下を興さんと欲するものは慈愛の情之が根抵をなすといふ金言を、事實に表明したものであつて、又積善の家に餘慶ありといふ好適例を示したものである。さうして餘榮益々輝かんとするに至つて、昭和二年七月十九日、清廉なる一生の幕をうちて黄泉の客となつた。

彼が子息は四人あり、四人とも揃つて帝大を出で、長男茂は現に逓信省高等官中の重鎮である。



# 細田富延

—神代の正語常盤草三卷外數篇の著述

地方に於ける國學漢學の大家—

細田富延は天明三年癸卯の年(明治四十五年より百三十年前)西伯郡上長田村定常村に生れた。細田喜左衛門(定常細田家の祖宇右衛門の長子で、後分家して新屋と稱した)の長子で、通稱は喜太郎、字は富延、玉の舎と號した。現在の細田富潤が五代前の祖先である。資性穎悟、幼にして學を好み、青年の頃、既に和漢の學に通じてゐたが就中國學の研究は、彼が最も興味を有してゐた所であるといふ。壯年に及んで、千家清主、出雲俊信大人の門弟となり以來國書の研究に没頭し、畢生の心血を注いで、神代の正語常盤草三卷、聖代考三卷、うき橋の考一卷、冬の詠草一卷、谷のかけはし一卷を記述し、聖代考三卷の著述に當つては、鳥取の碩儒、溪百年世尊の校閲を受け、且序文を與へられるの光榮を得たのである。

この外に、書蹟古墨類が多數に残されてゐる。彼が最も得意であつたのは和歌の道であつたが。師俊信に和歌を贈つて、その返歌として授けられた短冊といふのが、同家の寶の一つとなつてゐる。歌は次の如くである。

伯耆國富延ぬしよりうた贈り下されければかへし

なみならぬ、ふかきこゝろに、あはしまの、あはでも君を、わするべしやと。

神代の正語常盤草は、自ら原稿を携帶して上京し、翻刻發行の許可を得て遂に世に公にしたのであるが、彼は其功績により、宮中に伺候するの光榮を忝ふしたのである。其當時彼が拜領した貴重な賜物は次の如くであつた。

一、天 盃 一 箇

右包紙の書付は左の如くである。

文 政 元 年

天 盃 命

御 入 内

二、短冊 一、葉

山風のおろすもみちの紅を

また幾入日そめ河濃波

右付箋は次の如くである。

綾小路少將有長朝

全包紙の表書付は左の如くである。

有栖川之宮

御歌也

三、式紙 一、葉

細田富延の常盤草を見をはりて

忠良

天地を神代のまゝに、正しくて、常盤堅盤に、いやさかへつゝ。

右外箱の書付は左の如くである。

一條前關白

從一位忠良公御詠

右内箱(御絛章付)の書付は左の如くである。

一條殿

和歌方

彼は實に地方に於ける國學大家にして、又非凡なる漢學者であつた。彼が一世を擧げて我が國建國精神の發揮に努め、旁ら國運の振張に盡瘁した至誠と熱心とは、充實せる前記各種著述の内容に徴して見ても明瞭な事實で、後世の學者に強き一点の光明を與へ、大いに奮起せしむる力があることを如實に認めさせられるものなのである。然るに惜しむべし彼は未だ春秋に富める初老の時代に於て、病魔の侵す處となり、蓋焉として泉下の客となつた。斯道のために痛恨轉た禁する能はざるものがある。

しかも彼が國學上に於ける功績、斯くの如く大なりしにも拘らず、世に其名を傳へらるゝの薄きこと、恰も玉石が土中に埋没されて光輝を失つてゐるのと同じの感があらしめてゐる。



のは、誠に遺憾とせらるゝ處である。吾人は何等かの機會を得て、もつと／＼その功績が喧傳せられる事を望んでやまないのである。

左に碑標を録して、参拜者の便を圖らうと思ふ。

○石碑(墓地上長田尋常小學校の隣地)

右側面 文政十一年

正面 徳隣院壽山良永居士

左側面 子正月三日

背面 細田喜太郎富延四十六才爾而死



## 須山 萬

異常なる生ひ立ちと其の勉學

須山萬は、十千遜處と号し、伯耆國會見郡日吉津村醫師須山啓藏の二男である。幼にして武術を好み、腕力衆に秀でゝゐたので、時々戯れに角力をとつたり米俵をさし上げて、同輩を驚かしたりする事があつた。稍々長するに至つて、藁を吊して力を試み、以て自ら大いに鍛練し、傍ら専心書史を修し、熱心の餘り往々厠に在つて大聲讀誦したといふのである。

十七才の時、始めて鳥取に出て、藩儒正橋薫(号は適處、名和氏記事編纂に力があつた)の門に入り、俊敏の才は直ちに嶄然として頭角を現はした。薫はその凡庸で無いことを看破して、自ら浪華の鴻儒藤澤東畝(南岳の父)に紹介して、その門に就て訓陶を受けさせる事となつたが、萬はその門に在ること三旬ならずして辞し、江戸に趨いて、當時の名儒壺谷甲藏(宕陰)に従つてその指導を受けることゝなつた。

### 長州藩士と結んで東奔西走

業が次第に進むと共に、勤王の志厚き彼は、天下の情勢に對して居常慨嘆措く能はざるものがあつたが、藩に仕へて周旋方となると共に、東奔西走して國事に盡瘁するの機運に際會した。文久四年には、藩用を帯びて京都に使し、更に江戸に趨いて、深く長藩及水藩の志士と交り、提携大いに爲す處あらんとした。此時長州藩が幕府に嫌疑を被つて、是と深交ある人達は、悉く嚴重な詮議を受ける事となつた。けれども義に富める萬は遂に是等の志士との交宜を斷つに忍びず、長藩留守役遠藤某の僕となり、姓名を變じて其邸に身を寄せてゐたが幕吏の搜索は愈々急となり、元治元年十月二十六日數十人の幕吏が突如として其邸を圍んで搜索した。さうして糾弾殘す所なく、遂に萬も舉動不振の廉を以て捕へられ、吟味所の取調を受け、拘擄の身となつたのであるが、彼は竊に看守の隙を窺つて逃走し、髮を剃つて僧侶となり各所に潜匿して時機を待つてゐた。然るに天運は彼に開けず、ふとしたことで入洛してゐる間に再び幕府の手に召取られたので、彼は辯明大いに努めた處、漸く不審の廉も明らかになつて、將に放免にならうとした時、不幸にも袖の中にあつた盟友志士某から送つた書

面を發見せられて了つた。

### 刑場の幕府攻撃慘憺たる處刑

事は露れた。彼は直ちに傳馬町の牢獄に投ぜられ、幾何もなく千住骨原に於て斬首の刑に處せられる事となつた。萬はこの時正に二十三才の若年、刑場に臨んで氣色少しも變ぜず、大聲を擧げて、幕府の失政と罪惡とを叱咤した。刑吏が怒つて其齒を抜いた。萬は屈せず天恩に報ひざる逆賊幕府として、更に呼号を連續した。刑吏は益々怒つて、彼が罵る毎に齒を抉り取つたが、萬は少しも屈せずして、全部の齒を抜かれても猶止めず、遂に死に至る迄屈しなかつたのである。其豪邁なる氣魂と熾盛なる意志とに對して、參觀者の方が却つて戰慄し、色を失つたと言ふ事である。

### 死後の光榮

明治三十一年七月四日、勤王の志厚かつた廉により特旨を以て正五位を贈られ、東京九段靖國神社に合祀せられた。

彼が生前、父啓藏に送つた所の詩が、菩提寺たる會見郡日吉津村養光院に建てた彼の墓碑

に刻してある。其は次の如くである。

須山萬碑

方今難耐蒼生憂 早晚袖刀斬賊頭  
時事紛紜何日定 誓將身命報神洲



## 初代 柄川彦右衛門

花の様なる巳之助さん

柄川彦右衛門は延寶八年汗入郡押平村谷家に生れ、幼名を巳之助と稱してゐたが、成長して淀江村柄川五兵衛の嗣子となり、名を彦右衛門と改めた。諱を重春と云ひ、容姿甚だ秀麗にして、見る者之を羨むの有様であつたので

花の様なる巳之助さんは、惜しや淀江の焼町にと、俚謡にまで謡はれた。(元録年中淀江村は大火に罹つて全焼したので、よく焼町と呼ばれてゐたのである)資性剛健にして義侠的精神に富み、多くの人に信望せられてゐた。當時の人達が彼を『油の様な人』と稱したのは、全く上下共通の器たるを謂つたのに他ならぬのである。

享保十七年の大飢饉

享保十七年は、蝗害甚しく、禾穀稔らず稀に見る凶年であつて、農民達は飢餓に迫るばかりであつた。然るに、時の藩廳は、此の状況を考慮する事なく、八歩の租米を課して來たので、在郷の人民達到る處に集合して鳩首對策を講じ、藩廳の措置を難するの聲は、轟々として起つた『藩廳は近年請免の制法を無視して、頻りに租米を増課してゐる。時に今秋の如き稀有の凶作であるにも關らず、猶敢て過重の増租を行ふといふのは苛斂誅求も亦甚しきものである。決して、默視すべきものではない!』と云ふのである。人心は次第に動搖し、不穩の氣が領内に漲つて來た。遂に日野會見二郡の農民は一團となつて蜂起し、各々竹槍を携へ、建旗を押し立て、潮の如く動き出した。

一揆は壺瓶山へ集結した

壺瓶山(淀江村の南端にあつて山嶺に通じた一條の道は、會見日野に通ずる關門である)に聚屯した。其數幾千、行く行く沿道の村落を席卷し、大舉して藩廳に迫らうとする計劃なのである。藩廳は此報告に接して、大いに狼狽し、早速藩吏を派遣して、百方懇説鎮撫に努めたけれども、激昂した農民達は、頑として聞くものではなかつた。

熱烈火の如き彦右衛門

この時彦右衛門は、淀江村の庄屋役を勤めてゐたが何事か深く心に決し、單身馳せて壺瓶山に至り、前進を起さうとしてゐる暴民達の前に立ちはだかつて、大聲で説き立てた。

『諸君、暫く靜止して我が言を聞き給へ、諸君が今回の擧たる全く萬止むを得ざるに出でたものであつて、余の深く深く同情してやまない處である。けれども嗷訴徒黨は古來公儀から嚴禁された處のものであつて、敢て之を爲せば、吾に願意の貫徹を期し得ざるのみならず刑罰立ち所に諸君の身邊に及ぶであらう。余は、茲に諸君に代つて諸君の窮狀を藩廳に訴へ必ず諸君の志望を達せしめんとするものである。願はくば余に往返三日の時日を假して貰ひ度い。若し事が成就せざるの曉は、余は再び諸君と相見ない覺悟である』

さうして懷中から一本の匕首を取り出して見せた。其自若たる態度、其強硬なる決心の色は、遂にさしにも荒くれ立つた大衆を動かす事となり暴徒一同は彼が義氣に感じて之を快諾した。彼等は晝夜山上に篝火を焚いて其報の至るを俟つた。颯々たる晩秋の風は、蕭條落寞の山野を巡り、炎々たる焔は、霜夜の空を突いて、殺氣滿々、世の終りが來たかとも思はし

めた。

請願は容れられた—

彦右衛門は馬に乗つて、晝夜兼行鳥府に到着するや、直ちに農民窮迫の状況を詳細に上申し且暴徒の結束甚だ鞏固にして事態なか／＼に輕視すべからざるものあるを説き、只管是が救済方を悃願した。言々苦々、正義の信念と犠牲的精神の發露たらざるは無く、理路整然として何等疑義を挿むの餘地が無かつたので藩廳も遂に是に動かされ、其請願を容れて、五歩の減租を許すことゝなつた。彦右衛門は雀躍して其好意を深謝し、折返し、歸路の馬を疾走せしめた。

一日千秋の思ひで待つた農民の集團は、彦右衛門の歸來によつて、願意が達成したことを聞かされた。彼等は涙を流して感激し、其厚意を謝し『日會二郡の中に義俠彦右衛門の如き人をあらしめたならば、我々は決して斯くの如き暴舉を敢てするものではなかつたであらう我々は今日以後斷じて再び是を繰返さないであらう』と誓つて、破れた笠を脱いで路傍に投げ棄て、退散した。有名な壺瓶騒動と云ふのが是である。

その旗表

藩廳は深く彦右衛門の功勞を賞して、壺瓶山の山林七町歩を與へ、永年其租税を免じた。(此地は今猶柄川家の所有である)。其後彦右衛門は元文中に至つて宗旨莊屋を命ぜられ苗字帯刀を許されたが、寶曆二年八月十二日、七十三才を以て歿した。

附記、藩政時代に於て農民一揆が壺瓶山に聚屯したことは何回となくあるので、彦右衛門が暴徒を鎮靜した年次に就ていろ／＼説がある。或は元文四年と謂ひ或は寶曆元年の八歩騒動であると云ふ。茲に享保十七年と記したのは柄川家の口碑に依つたものである。



## 柄川五兵衛

その生ひ立ち

柄川五兵衛は彦右衛門の第二子であつて、諱を増春と稱し、正徳二年に生れた。人と爲り清廉剛直、頗る父に似る處があつた、延享年中、淀江村年寄役を勤め、寛延三年二月大莊屋見習役を命ぜられ、寶曆四年に至つて大莊屋役に進んだ。

不便なる藩倉への歎き

當時地方の年貢米は、之を米子若くは御來屋の藩倉に納付する規定であつたので數里の行程を、人肩馬背のみに依つて運搬しなくてはならなかつた。しかも東には阿彌陀川があり、西には佐陀川、日野川があるのに、今日の如き架橋が無かつたので一朝大雨が至れば諸川忽ち奔漲して渡渉することが出來ず、其等の爲に納期を逸して嚴罰に處せられる者が年々續出した。

彼は決意して倉廩五棟を新設した

五兵衛は深く之を慨いて、藩倉を淀江村に設置して之を救済しようと思ひ、何回となく藩廳に是が實狀を訴へて請願したのであつたが、どうしても許される處とならなかつた。やむなく彼は意を決して、自家の所有地千五百坪を拓き倉廩五棟を建設し是を藩廳に獻じて其目的を達した。是から後には地方數十村の納貢何等澁滞せず、官民俱に多くの恩恵に浴することゝなつた。

新設倉廩の附近は、素と一帯の稚松林であつて、狐狸の棲息する所であつたが、藩倉開設以來人馬絡繹として群集し、忽ち民家檐を連ねて繁盛なる一街區を成すに至つた。其頃、毎晩の様に五兵衛の後門に來て頻りに扉を敲き乍ら『ごん／＼五兵衛さん、穴がすえつて這入れぬ』と呼んでゐたものがあつたと謂ふが、其は巢窟を失つた野狐が、其の哀を訴へに來たのであつたと語り傳へてゐるのにも、當時の有様がよく想像出來るのである。

近郷の農民達は、深く五兵衛を徳として、若干の禮米を贈つて之に報ひようとした。處が五兵衛は斷然之を卻け『余は不敏なりと雖も郡役の職に在るものであります。民衆の福利

を圖るは當然の責務であつて、決して報酬を受けるべきものではありません』と言つて肯じなかつた處が農民達が更に言を盡して之を聞き入れられる様請ふてやまなかつたので、五兵衛は其を藩倉に納め貢米廻漕に要する瀬取米(貢米一石に付二合とす)に充てさせる事とした

### 彼が潔白と先見の明

彼が、斯くの如き清廉なる風を以て公事の爲に私財を吝まなかつたため、其資産は次第に減じて行つて年收僅かに三十俵地利を餘すばかりとなつたので、藩廳は五兵衛の行爲を奇特なりとし、淨滿原(今の高麗村大字上方原)の地若干を免租して之に與へようとした。五兵衛は之を辞して『若し之を賜はらば其地の農民に累を及ぼすこととなりませう、寧ろ口西原村の地先海面を賜はることを得るならば幸と存じます』と言つた。藩吏が怪んで其理由を質問すると彼は答へた。

『あの村の地先海岸線には將來必ず砂洲が延長せられ漸次陸地を形成するに至ることとなり存じます。是を開拓したならば、上には租入を増加し、下には民業を利することとなりませう』藩吏は深く其言に感じて遂に彼が請の如くにした。果して後年に至つて五兵衛の豫言に違

はず、海面が變じて陸地となつたので、人々は其神の如き先見の明に驚嘆した。

### 憾むべし荒尾家の忌諱

是より前、五兵衛が淀江倉新設の議を起したことに就て、甚しく米子城代荒尾家の忌諱に觸れてゐたが、愈々其開設を見るに及んで、荒尾家は深く五兵衛の所爲を惡み、吏を派して五兵衛を逮捕しようとした。其時、五兵衛の一族良兵衛といふのが米子にゐて、此事を聞いたので、飛んで歸つて五兵衛に急を告げた。

『事此處に至るのも天命である』

五兵衛は悵然として歎息したが、心中既に決する處あり、其累を同僚眷族に及ぼさんことを虞れ、倉庫建設に關する一切の書類を燒き棄て、家族に訣別して、深夜潜かに後門から脱出した。其時十六歳になつてゐた長男彦右衛門が門外に送つて出て、今後の家政に就て指示を乞ふたが、彼は只一言『後事一々汝の方寸にあるのみ』と答へた儘で、急遽微行して大山(當時幕府領であつたのである)に遁れた。けれども荒尾家の追及が益々急となり、少しも安堵することが出来なかつたので、再び出奔して、更に遠く紀州高野山に上つて匿れた。

惜しまれたる早世

其後數年、彼は病を得て郷里に歸り幾何もなくして歿した。齡正に四十八歳、寶曆九年六月二十二日であつた。歿後七日、荒尾家も五兵衛の冤罪であつたことを覺つて、赦免の令を發したのである。五兵衛が高野山潜伏中家人に寄せた和歌がある。今猶柄川家に藏されてゐる。

忘るなよ、われもわすれし草枕、露の命の、あらんかきりは



## 柄川彦右衛門

獨立自營の決心とその努力

柄川彦右衛門は、五兵衛の子で初代彦右衛門の孫に當つてゐる。享保二十年に生れ、諱を春武と謂ふ。資性明敏濶達、夙に郷黨から囑望されてゐた。父五兵衛が難を避けて高野山に通れた時、彦右衛門は僅かに十六才であり、家政が不振を極めてゐたので、湯淺次郎兵衛といふ富豪が、柄川家が世々公益の爲に資産を傾けたことに意を致し、村内の有志と謀つて、俱に之を援助しようとした。彦右衛門は、厚く其好意を謝し

『私は、不肖と雖も一介の男子であります。獨立自營の計に至つては、胸中多少の成算も有して居りますれば、どうか御安心下さい』

と言つて、是を辞退した。さうして先づ酒造業を創め、攝州伊丹から杜氏を傭入れて醸造の改良を圖り、桔据精勵専ら是が經營に當り、殆んど席暖まるの暇もない位であつたため、



數年にして業績大いに擧り淀江酒の名聲をして郡郷に洽からしめ、家運隆々として前代に見ざるの盛況を呈するに至つた。元來彦右衛門は先天的に手工の才があり、特に土功方面に精通してゐたので、酒造業を始めてから、河水を邸内に引いて洗米場に通じたり、後園に水車を設けて精米の能率を増加したりして、天然利用に成功する處があつたが其設計装置の巧妙なることは悉く人をして驚嘆せしむるものであつた。

#### 新渠開鑿のため苦心慘憺

彦右衛門は實曆以來屢々淀江村年寄役となり、又庄屋役を勤めた。その頃、淀江、寺内兩村内高尾谷流末に屬する田區が水利に恵まれず、毎年旱害を被り乍ら如何ともすることが出来なかつたのであるが、彼は庄屋役となるや、新渠を開鑿して之に灌漑せんことを計劃し、精査考究幾度か設計を更新し、漸く理想のものを作製することが出来た。其は水源を稻吉川に取り、寺内村瓶山の麓を迂廻し、淀江田圃を通過して、今津村金軸に達する、長さ十數丁灌漑の利六七十町歩に及ぶ渠溝新設の計劃であつて、不毛の土地を利用して畝高の減耗を少くし、水路を上流に引上げて給水面積を多くする等、苦策の跡歴々たるものなのであつた。

而も其工事は實地に當つては、力を官に借りず、役を民に課せず、所要の經費は悉く私財を投じて支辨したのであつた。工事を始めると、小舎を瓶山の西端に構へて、自ら之を監督し、日夜匪勉殆んど寢食を廢し、六十餘日間衣帶を解かず精勵した。

#### 工事は大成功であつた。

#### 濟田變じて沃土へ、地方民の崇拜

彼が苦心の甲斐あつて開鑿の大工事が略々成功に近づいた頃、突然大雷雨が襲來した。天地晦冥、驟雨沛然として落下したため、稻吉川の急流が忽ち新渠の中に流れ込み、奔騰し乍ら直ちに今津浦に注いだ。さうして工事の大成功が立證せられたのである。彦右衛門は是を見て狂喜の餘り思はず手を拍つて快哉を連呼した。工夫達も亦拊舞して是に和し俱に共に其大成功を祝した。實に明和八年のことである。爾來この地方は再び旱害の患を見ず、瘠田變じて沃土となつたので、地方の人達は深く其徳を慕ひ、毎年八朔の日に初穂を刈つて來て其墓前に供するものが、今に至るも猶續々として絶えないのである。明治九年五月更に新渠の碑を建て、其功績を不朽に傳へることゝなつた。(碑は明治四十五年三月十日、淀江町の東端に移さ

れた。

斯くして彦右衛門は、更に多くの公益を圖り、公事に盡し家業に奮闘して、寛政十二年十月三日、光輝ある生涯を終つた。年六十五である。

文政十三年正月、村役人連名を以て、前代五兵衛の御倉所建設並に彦右衛門の新渠開鑿の偉功を追頌し、柄川家に對して公事役免除の一札を贈つた。左に掲げるのが、その文面である。又昭和三年十一月十日淀江町長は、大典記念事業として、兩氏の功績を表彰した。

覺

一、先年御買物御來屋御藏ニ而一同難儀至極之處其許先祖柄川五兵衛殿大莊屋勤中當御藏所御聞届相成御藏下一統當所江御納所仕干今中賑不少且祖父彦右衛門殿村役人勤中高尾谷流末渴水場江新井手被致發起出來後年々早魘ノ憂無之誠不易之至也依而此兩功永ク爲不忘却已後其許公事役村中讓合可相勤旨今般談示會雖相定置難計後年異變爲後証連印一札相渡置モノ也

村中

文政十三年正月

組頭	甚三郎
全	惣右衛門
全	佐七
全	幸右衛門
年寄	三右衛門
全	吉次郎
全	權右衛門
全	喜左衛門
歸庄屋	幸助
庄屋	六右衛門

米屋彦右衛門殿

米屋彦右衛門殿

## 吹野伊平

農兵隊組頭と四番小隊の裨官

吹野伊平は淀江村吹野三右衛門の長子として、天保六年三月十三日に生れた。幼名は虎次郎と謂ひ、後伊兵衛と稱し、更に伊平と改めた。諱を信哉といふ。資性寛厚篤實にして容儀端麗、長大な軀幹を有して、威嚴自ら備はつてゐた。壯年に至つて淀江郷校に入り、學を修め、且詫間樊六に就て劍道を學んだ。又騎馬を好み詩歌茶道華伎園碁等の風流韻事にも通じてゐた。

安政元年十二月、淀江村年寄役となり、翌年十一月庄屋役を勤め、同四年八月中庄屋役に進んだ。元治元年七月御台場締役兼駒改役を命せられ苗字帯刀並に郡奉行直觸を許され、更に十二月農兵組頭を命せられた。明治元年藩廳新に兵備を修め新國隊を米子に置くに當つて彼は弟谷尾甚右衛門(後甚三と改む)等と相謀り、同志數十人を糾合して神風學塾を組織し、

文を講じ、武を練り、以て有事に備へる處があつたが、翌二年十二月藩廳は之を藩兵に編入して、第九大隊四番小隊と改稱し、伊平を擧げて、其裨官たらしめたので、彼は明治三年六月藩命に依て上京し、九ヶ月間京都御所九門内の警備に勤めて歸國した。

### 公人としての閱歷

爾來汗入郡第七十七區副戸長(明治六年五月) 淀江宿副戸長(同七年二月) 淀江學校保護人(同八年五月) 第十二大區五小區惣代(同十年七月) 島根縣會議員(同十年八月及同十二年四月ノ二回) 地租改正郡中惣代人(同十三年十月) 鳥取縣會議員補欠員(同十五年四月及同十六年五月) 汗入郡第七番學區學務委員(同十六年七月) 本縣第一回教育會員(同年十二月) 汗入郡學務委員幹部(同十八年一月) 淀江郵便局長(同十九年九月) 等の職に歴任して勵精恪勤、殆んど寧日無き迄に能く其任務を竭し、民治の刷新教育の普及に貢獻する所が甚だ大であつた。其他勸業衛生慈善救恤等各種の公共事業に盡瘁し、又私財を提供して是等の施設を資けた事實は枚舉に遑が無い程であつた。

### 學校基本財産へ寄附

晩年に至つて特に自家の慶事費を節して多額の公債証券を求め、淀江尋常小學校及養良高等小學校の児童獎學基金に寄附し、以て範を校下に示したので、人皆其篤志に感じ之に倣ふもの頻々として續出し、遂に全町一致して、學校獎學基本財産造成規約を設けるに至つた。其人格徳望共に高く且事蹟の顯著なる点に於て、谷尾甚三と並稱せられるものがある。明治四十年十二月四日、疾に因り七十三才を以て歿した。

大正十二年三月六日淀江尋常小學校創立五十年記念會開催の際、會長より感謝狀を贈り、昭和三年十一月十日大典記念事業として淀江町長より表彰狀を贈つて、其効績を追頌した。



## 村 田 晋

### 生 ひ 立 ち と 學 歴

村田晋は、柄川幸助の第二子で、天保十二年二月四日淀江村に呱呱の聲を擧げた。始めの名は親次郎、字を子明と云ひ、苟完と号した。別に、觀瀾、田三畝、壺天、晨警亭、百年醉夢等の別号がある。幼にして同村醫師村田章造の嗣となつたものなのである。天資豪邁にして氣宇豁達、大いに其前途に矚目せらるゝものがあつた。始め家翁に學を受け、後淀江郷費に入つて、森致卿に學び、安政三年笈を負ふて九州に遊學し、久留米の儒池尻葛草の塾に入り更に佐田筑水、加藤幾次郎に就て學んだ。時に年十六才である。同五年九月郷里に歸り槌野含齋に師事し、万延元年再び大阪に出て藤澤東畝、内村鱸香に就て經學を究め、又華岡隨軒の門に入つて蘭醫學を修め、刻苦研鑽精進止む處が無かつたので、學大いに進み遂に一家を成すに至つた。

勇敢なる國事奔走

彼が郷里に歸つた時、米子城代荒尾氏が其學名を聞いて之を招いたけれども、彼は固辭して行かなかつた。さうして、其當時は歐米諸國より交々來つて開港を促した事に端を發して國論鼎沸し海内騒然たるの有様であつたので、彼は慷慨自ら禁する能はざるものがあり、尙に地方の志士と氣派を通じ、一方因藩士説問塾六に就て劍道を磨き、機會の至るを覘つてゐた。元治元年三月中國四國の間に歴遊し、十一月遂に意を決して藤正健等同志六人と共に長州へ赴き、赤福武人に依り、間もなく高杉晋作の統率する奇兵隊に投じて國事に奔走した。其間汎く各藩の志士と交り、又三條公の知遇を受けてゐた。然るに、その慈母が郷里に在つて、既に年も老い、常に倚門の情太だ切なるものあるを洩して來るので、遺憾乍ら、意を仕途に絶つて郷里に歸省し孝養を盡すことゝなつた。丁度其時仙台の士で岡鹿門といふのが來遊したので、是を招じて經史を談じた處意氣自ら通じ、詩酒を鬪はして交情甚だ密なるものがあつた。明治元年、神風學塾が興され、聘せられて其授講となつた。其頃在京の北垣國道氏等が、屢々書面を寄せて仕官を慫慂したけれども、終に再び出ることを肯せず醫業の傍家塾を開

いて地方子弟の教導に努めた處、その學風を聞いて門下に聚る者が次第に其數を増して來た。

學校創設の唱導とその經營

明治五年學制が頒布せられるや、彼は起つて學校創設の急務なることを唱導し、勸説斡旋大いに努め、翌六年三月淀江小學校開始に當つて、衆望を荷ふて其學長となり爾來十數年の間に前後五回校長となつて學校經營教育振興のために邁進し、尙餘力を家塾に注いだ。斯くして彼は文教の普及を以て自己の天職とし花々として畢生倦む所が無かつた。爲に地方の子弟殆んど其薫化に浴せざるもの無く有爲の人材亦多く其門下に出た。彼は、風貌魁偉頗る威容を有してゐたので、一度教壇に望めば、滿堂肅として一咳を發するもの無く、音吐明瞭能く人の肺腑に徹するのであつた。而して彼が教育上に於ける所見は、曰く智能の啓發、曰く徳性の涵養、曰く身體の鍛鍊、この三者を具備するに依つて始めて眞の教育たり得べしといふのである。彼はこの信條に立脚して、學科の餘暇を以て体育を課し、旺に相撲水泳登山擬戰等を實行し、而も其体育主義が、時の官憲に悞ばれなかつたのにも拘らず、敢然として之を斷行し終始一貫、毫も其主張を屈げる處が無かつた。彼が博學宏才であり乍ら常に不遇の

地位に置かれたのは、全く彼の斯うした氣象が原因をなしたものであると云ふ。四十年前に於て、早くも体育の必要を力説した彼の識見たるや、全く非凡のものにして、如何に時流より超越したものであるかが想ひ返されるのである。

#### 産業の開発、彼を追慕する農警會

彼は又産業の振興に深く意を用ひ、明治十二年谷尾甚三と共に率先して西原村に一町五反歩の桑園を設け、明治十七年には、同志數名と商議して共同製糸社を創立し、座繰器械の運轉及天蠶の放育等を試み、以て範を地方に垂れ大いに奨勵する處があつた。是は其一例に過ぎぬもので、他に擧ぐべきもの枚擧に暇が無いのである。惜しい哉、天は人材に壽を假せず彼は疾を得て、五十才を一期として松江病院に於て長逝した。實に明治廿三年十二月十七日である。上下を擧げて、其死を惜しまぬ者は無かつた。さうして、其故舊門生達は、相謀つて農警會といふのを組織して、忌辰に當つて一堂に會し、遺墨を展覽して懷舊の情を深くし墓門に詣でては報恩の意を披瀝する事となつたが、爾來三十有餘年少しも衰へず、今に至る迄之を追してゐる。是全く彼が徳風感化の一端を窺ふに足るべきものなのである。

大正十二年三月六日淀江尋常小學校創立五十年記念會開催の際、會長より感謝狀を贈り、昭和三年十一月十日、大典記念事業として町長より表彰狀を贈つて其効績を追頌した。



## 谷尾甚三

その生ひ立ち

谷尾甚三は、淀江村吹野三右衛門の二男であつて、天保十一年四月八日に呱呱の聲を挙げた。小字は友次郎、諱は恵迪、同村谷尾甚右衛門の嗣となつて襲名し、後甚三と改めた。少壯の頃は淀江郷費に入つて學を修め、後詫間樊六に就て劍道を學んだ。人と爲り謹嚴剛毅頗る氣節を尙び、殊に公益の念に深厚なるものがあつた。

藩公への勤務

文久元年より淀江村庄屋役を勤め、元治元年淀江御台場築造を計劃せられるに及び、所要の敷地二反歩を献じて其役を資け全年七月御台場締役を命せられ、勤中苗字帶刀並に郡奉行直觸を許された。明治元年藩廳が新たに兵備を修め新國隊を米子に置くに方り、彼は兄吹野伊兵衛等と同志數十人を糾合して、神風學塾を興し、武を鍊り學を講じ、以て有事に備へる

所があつたので、翌二年十二月、藩廳は之を藩兵に編入して、第九大隊四番小隊と改稱し、氏を擢んで、嚮導に任ずることとなつた。明治三年には京都御所九門内の警備を命せられ一隊を率ゐて九ヶ月間祇役し、翌四年二月警備を免せられて歸國し、更に五月解隊を命せられた。この間、氏が團体維持の爲に抛つた私財が、四千兩といふ莫大な額に上つたのであるといふ。

大淀江校の建設

明治七年七月淀江宿戸長を命せられ翌八年八月兼ねて淀江學校保護人を命せられた。當時學校は開校日猶淺く、未だ諸般の設備も整はず、校費も窮乏を訴ふるの有様であつたので、彼は西原村戸長樋口幸次郎と相謀つて、生徒用の卓子腰掛各々二百脚を寄附し、更に校下の有力者を説いて學校維持の元資金を募り、自らも幾度か私費を投じて大いに校費を補ふところがあつた。爲に校下の向學心は非常に刺撃せられ、教育の普及は着々其歩を進めて來たのである。明治十五年、教室が狹隘を告げて來たので、速かに校舍新築すべしとの議を提唱し先づ官有の舊藩米廩及び其敷地の拂下を請願した處、運動其効を奏して免許を得たので、自

ら建築委員となり、工事の監督、會計の整理等一切の責任を双肩に担ひ、銳意經營、殆んど寢食に遑なき有様であつたが、翌十六年遂に敷地三反餘歩建坪二百坪の大校舎を完成するに至つた。しかも其工事中に、自ら一千二十餘圓の資金を寄附したのである。教育思想の極めて幼稚な當時に於て、斯くの如き大規模な小學校舎は、山陰道に於て始めてのものであると稱せられ、時の文部省は特に一等褒賞を學校に下附し、賞勳局も亦賞狀及銀盃を授與して其篤志を旌表した。其後明治十九年には學務委員となつて、益々教育の進歩向上に盡瘁した。

#### 地方民治の開發

一方彼は、明治十四年九月、鳥取縣再置に當つて、縣會議員に當選し、中途辞任したけれども、同十六年には再び當選し、以後二十四年三月迄繼續し、常置委員となつて縣政に參與し、且は地方民治の開發に資する處が甚だ大であつた。

#### 聰明なる先見と卓越せる産業指導

更に彼は、地方産業振興、民力の充實、風紀の改善等に就ても深く意を用ひ、明治四年吹野伊兵衛等並に數名の合同を以て勸業社を創立し金融機關を備へ、爲換倉庫を設け、商品取

引の利便を開き、傍ら海産物の採捕を奨め販路の擴張を圖つた。この勸業社はふとした事で官譴に觸れ、明治八年八月解社の止むなきに至つたが、彼は屈せず獨力を以て海産の業務を繼續し、進んで漁撈漁具の改良を策し、製造販賣の方法を改め、桔槔經營三十年間斯業の發達に力めた。明治十二年二月村田晋と共に、西原村大字狼谷の荒蕪地一町五反歩を開拓して桑苗六千株を植栽した。是が地方桑園の嚆矢である(明治廿一年西伯郡長原作藏が郡内に十數町歩の桑園を開いて、範を地方に示したのは正に是より十年後の事である)明治十三年三月四月の交、同志と謀り日野川の水力を利用して、會見郡觀音寺村に紡績機を据附けて、綿紡績會社を起すべく企劃し、伯州資産家の賛同を得、米子町稻田秀太郎と共に創立委員に選ばれ、鳥根縣令境二郎の援助に依つて上京し、舶來機械の貸下方を内務省に請願した處、同省では、内地製の方でなくては貸下けないとの意嚮だつたので、其爲に荏苒年餘を空過し、遂に時機を逸して其成立を見ざるに至つて了つた。地方産業のために甚だ遺憾千万の事であつた。

明治十七年、池口十郎、中西甚平、村田晋等と共に協力して共同製糸社を組織し、岡山縣



から専門の技師を聘して、座繰製糸の講習を行ひ、或は山野に天蠶の放育を試むる等、蠶業の啓發指導に盡した。又同十八年には境港の有志(岡田、松下、足立)と共同して、北海道から鮭粕を直輸入して、廉價な肥料を地方に供給すべく計劃し、鳥取縣知事山田信道の後援に依つて、同十九年二月上京し、三菱汽船會社及第一國立銀行に交渉した結果、頗る有望となつて來たのであつたのに、鳥取縣第八十二銀行が、第一國立銀行との契約を承諾しなかつた爲に此計劃は全く斷餅に歸して了つた。是亦紡績會社の未成立と並んで遺憾に堪えぬ事であつた。

#### 勤儉貯蓄の奨励と滞納矯正

明治二十年頃、彼は、地方に於ける漁民の大部分が、多くは無學であつて貯蓄心乏しく、納期毎に滞納者が續出するの有様であるのを慨いて、漁民を集會せしめて、貯蓄の必要であること、納税は國民の義務であること等を懇々と諭示し、貯蓄納税組合を設立して、自らが管理指導に當つた處、組合員も其熱誠に感激して其意を休し、協同一致して二十餘年間實行したので、漁民の生活は安定に導かれ、納税滞滞の悪弊は一掃せられ、時の郡長より表彰

を受くるに至つた。明治二十四年十二月、淀江町が稀有の大火災に罹り、彼は貧民達が飢餓に苦しむの状にあるのを察知し、奮然起つて勤儉貯蓄の急務なることを唱導し、先づ八軒屋の一區を擧げて日掛貯金講を作らしめ、納税其他日常家費の支辨に備ふる事とせしめた處、効果見るべきものが甚だ多かつたので、隣區次々と相傳へて之に倣ひ、遂に全町貯蓄を行はぬ區を見ないといふ盛なる狀況を呈するに至つた。

#### 饗 饒 た る 晩 年

叙上の如く、彼は常に率先して各種の公益事業に力を注ぎ、又克く其中堅となつて衆を率ゐる地方の進化向上に貢献した事實は全く枚擧に暇が無いのである。しかも齡既に七旬を踰ゆるに至つて猶饗饒として社會の事業に執掌し、孜孜として少しも倦怠の色を見せなかつた。地方の重鎮として徳望永く隆々たりしもの、誠に所以ありと言ふべきである。晩年精明寺伽藍新築の議があり、彼は其の顧問として會議に列してゐたが、突然病魔に襲はれて、遂に復び起つ能はず、光輝ある生涯を閉ぢた。實に明治四十五年二月十二日、享年七十有三であつた。

大正十二年三月六日淀江尋常小學校創立五十年記念會開催の際、會長より感謝狀を贈り、昭和三年十一月十日、大典記念事業として町長より表彰狀を贈り、其功績を追頌した。



## 松南徹翁

その生ひ立ち、賢母の躰

松南徹翁は、父を次郎兵衛、母を富子と云ひ、文化十二年亥六月一日、伯耆郡汗入郡今津村(今の西伯郡高麗村大字今津)に生れた。幼名菊次郎、後六兵衛と改め、諱を宏宅と云ひ、薙髮後徹翁と稱し、雅号を宏年と呼んだ。

松南氏はもと田中氏と稱してゐたのであるが、翁が士格に列してから松波と改め晩年又松南と改めたものである。汗入郡の豪族であつて曾祖父六郎兵衛の時から、代々郡の大庄屋役を奉して來た。所謂汗入六人者の一であつて、其中でも又郡中第一の豪富を以て鳴つてゐた一族繁衍してその支家は、今津、安原、稻光の三村に分住し、各々其地の名族となつてゐた。徹翁は幼少の頃父を失つて、母富子の手で鞠育せられた。富子は深い佛教の信者で、俳諧が上手であり、稀に見る賢夫人だつたので、家庭教育が誠に正しく子供の躰は嚴格を極めた

ものであつた。徹翁が幼少の時は、なか／＼頑固で、時々母親の命に背くことがあると、寒夜であろうとお構ひなく屋外に突き出して、雪の中に立たせて、徹底的に訓戒を加へたものである。家は固より大富豪であつたけれども、徹翁が幼少なので、家政の一切は富子が之を經理し、重大な事件は何時でも分家たる西古吉兵衛、松南丈三郎、全權兵衛、全常右衛門、全八十兵衛の五人に相談して、其評決を経て後處理する事とし、徹翁の成長を待つてゐた。さうして家道は益々裕となつて行つた。

徹翁は幼にして穎悟、漢學を橋井篤義に受け、長ずるに及んで、加納諸平から和歌を學んだ。さうして母親の感化か先天的に佛を信じ、事を決せんとするや必ず祖先の靈位に參じて念珠をつまぐり、沈思默禱をつゞけ、一度是を決すれば勇往邁進、倦く迄達成せねば止まなかつた。驅幹魁偉、識度高卓、好んで武事を行ふのであつた。

郡役勤務、用金獻納貳千兩、又七千兩

天保二年祖父に襲いで大庄屋添役となり、全五年大庄屋に進んだ。時に年二十歳である。續いて苗字並に帶刀(一代限)を許され、日野郡鐵山融通會所出銀座役を兼帶した。人々はそ

の異數なのに驚いた。其詞令は次の如くであつて、數代勤功を積み地方に重用視せられた家柄であることを立證するものなのである。

汗入郡大庄屋

田中六兵衛

其方家之儀數代御郡役相勤其上御用銀等モ度々致上納祖父次郎兵衛儀格別ノ精勤ヲ以御郡中締合相立候以來今以他之御郡ニ勝レ候様子有之奇特之至其方儀茂幼年ニ而致家續家事不取乱當役被仰付候以來心懸宜敷趣ニ付年限少ニ者候得共右次郎兵衛勤功御立被遺代々苗字御免帶刀之儀者其方一代限被成御免日野郡鐵山融通會所出銀座兼帶竹信佐五右衛門同様相勤候様被仰付

但此度格別右之通被仰付候儀ニ付彌以家風大切相守子孫ニ至心得違之者無之様間柄之者共ヨリモ心ヲ付代々御用相立候様致教育取立可申事

竹信五右衛門とは東伯の豪族である。

天保八年、藩主へ秘藏の甲冑を獻納し、御紋附上下を賜はつた。全十四年國恩のため金貳

千兩を獻納し、全年十月拾人扶持を遣はされ、代々帯刀を免ぜられた。全十五年には鳥取城二の丸普請費用として金參百兩を獻納した。

弘化四年三月病氣のため大庄屋役を辞した。嘉永五年六月藩内融通會所出銀座役を申付けられ、安政二年郡中改正に付、取締方兼大庄屋役後見を申付けられた。

安政二年十二月、江戸大地震のため崩壊した藩邸の修繕に莫大な費用が必要である旨を聞いて、國恩の万分の一を報ぜんがため、所有の田畑を賣拂ひ藩主へ金七千兩を獻納し、郷士に列せられた。全月藩主から、異國船渡來の場合には、親族子分の者を召集し、大砲小銃を以て海岸防禦の任に當るべく、就ては騎馬御免被成候旨を申渡された。

#### 農兵隊の組織、砲臺築造と防禦隊編成

この年から、田中姓を松波と改め農兵隊を組織し、近郷の壯丁五十人許りを募集し小銃大小刀及食料軍服を給し、毎月六回自ら隊長となり、二子宏元宏祚等を小隊長となし、自邸に於て訓練を行ひ、明治の初年迄十五ヶ年間繼續した。世に松波隊といふのは是である。又別に私費を以て武術師範を招聘し、一族子弟及子方の者を集めて、武藝の講習を行ひ、有事の

時に備へてみた。

文久二年七月、居村今津村所有の田畑若干を獻納して、砲台築造の敷地に供した。其遺跡は今尙養良高等小學校の校地内に一部を存してゐる。その砲台の設計並に築造は、彼が長子宏元の考案監督に成るものである。蓋し彼が夙に世變を察知して、宏元を長崎岩國等に派遣し、蘭學及築城砲術等の兵學を修得せしめたので、此時に至つて國家の用に供し得たものである。翌三年五月砲台が竣成したので、藩命によつて兵員約百名を以て防禦隊を組織し、宏元を師範となし、近郷の名族湯淺徳右衛門(淀江)西古伊右衛門(安原)松南權兵衛(今津)古志幸右衛門(安原)吹野伊兵衛(淀江)谷尾甚右衛門(淀江)松南牧次郎(今津)松南富右衛門(稻光)の八代を取締となし、彼が總指揮長となつて、丁度農兵隊と同じ様に統督訓練した。さうして農兵隊を主として陸戰の用に充て、防禦隊は専ら砲台守備に用ひようとしたのである。この年五月、出雲國美保關附近に異國船が出沒するといふので、農兵隊を召集して淀江砲台に出張し防禦隊と共に、戰鬪準備をしたのであつたが、異國船が來なかつたので、空しく引揚げた。この年十一月翁は土着士に召出された。